

官報

号外 平成六年十一月二十一日

○第三百十一回 参議院會議録第八号

平成六年十一月二十一日(月曜日)

午後三時三十分開議

○議事日程 第八号

平成六年十一月二十一日

午後三時三十分開議

第一 日本放送協会平成三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第二 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案(衆議院提出)

第三 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、日程第二より第五まで

一、特別委員会設置の件

一、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案

平成六年十一月二十一日 参議院會議録第八号

案、特許法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(趣旨説明)

一、日程第一

○議長(原文兵衛君)

これより会議を開きます。

この際、日程第一を後に回したいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(原文兵衛君)

御異議ないと認めます。

○議長(原文兵衛君)

日程第二 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長松浦孝治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松浦孝治君登壇、拍手〕

○松浦孝治君 ただいま議題となりました音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の音楽文化の振興を図り、もって世界文化の進歩及び国際平和に寄与するた

め、生涯学習の一環として、音楽学習に係る環境の整備に関する国及び地方公共団体の施策の基本等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、別に質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君)

これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君)

総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君)

日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四 公職選挙法の一部を改正する法律案

日程第五 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。政治改革に関する特別委員長上野雄文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔上野雄文君登壇、拍手〕

○上野雄文君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、政治改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画

定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めようとするものであります。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案は、衆議院に提出された連座制強化等を内容とする二法律案を併合して一案とし、修正議決されたものであります。

その主な内容は、連座制を強化して選挙浄化を図るため、候補者等の選挙浄化に対する責任を問うという新しい観点に立つものでありまして、候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、選挙運動の計画の立案、調整または選挙運動に従事する者の指揮、監督、その他選挙運動の管理を行う者を「組織的選挙運動管理者等」として位置づけ、その者が買収罪等を犯して禁錮以上の刑に処せられたときは、当該候補者等の当選を無効とし、連座裁判の確定のときから五年間、当該選挙区における当該公職の選挙について立候補を制限することとしております。ただし、当該買収罪等に該当する行為がおりまたは復讐により行われた場合のほか、当該候補者等が買収等の行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたとき等の場合には免責されることとなっております。

また、衆議院議員の選挙における重複立候補者であつて、当該比例代表選挙の当選人となつたときは、その当選は無効とすることとしております。

次に、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案は、政党の財産の所有、維持運用、その他その目的達成のための業務の運営に資するため、一定の要件に該当する政党に法人格を付与しようとするものでありまして、法人の設立、管理、解散等の事項を定めるとともに、法人格の取得を政党交付金の交付の要件とすること等を主な内容とするものであります。

なお、第二条に「解釈規定」を設け、「この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限

しない」と規定する。

また、第二条に「解釈規定」を設け、「この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限

しない」と規定する。

また、第二条に「解釈規定」を設け、「この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限

しない」と規定する。

また、第二条に「解釈規定」を設け、「この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限

しない」と規定する。

また、第二条に「解釈規定」を設け、「この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限

しない」と規定する。

また、第二条に「解釈規定」を設け、「この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限

平成六年十一月二十一日 参議院會議録第八号

するものと解釈してはならない。」ことを法文で明らかにしております。

委員会におきましては、以上の三法律案を一括して議題とし、衆議院小選挙区の区割りに関する公職選挙法改正法案について野中自治大臣より、連座制の強化に関する公職選挙法改正案について衆議院政治改革に関する調査特別委員長代理大島理森君より、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格付与法案について衆議院政治改革に関する調査特別委員長松永光君より、それぞれ趣旨説明を聴取した後、提出者、発議者及び村山内閣総理大臣等に対して質疑を行いました。

質疑の主な内容は、政治改革に対する内閣の姿勢、一票の格差が二倍を超えることの合憲性、組織的選挙運動管理者等に係る要件の明確化、連座制強化の実効性の確保、政党の政治活動の自由が制限される懸念等でありましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川理事より、公職選挙法改正法案改正案及び政党等に対する法人格付与法案の二法律案に対し反対、公職選挙法改正案に対し賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、まず、公職選挙法改正法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、公職選挙法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、政党等に対する法人格付与法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。まず、公職選挙法の一部を改正する法律の一部

を改正する法律案及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(趣旨説明)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案を審査するため、委員四十名から成る世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会を設置いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

よって、世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会を設置することに決しました。

本院規則第三十条の規定により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名いたします。

議長の指名した委員は左のとおり

○世界貿易機関設立協定等に関する特別委員

井上 吉夫君	上杉 光弘君
大木 浩君	大塚清次郎君
笠原 潤一君	木宮 和彦君
北 修二君	香掛 哲男君
清水 達雄君	須藤良太郎君
野沢 太三君	野間 越君
森山 眞弓君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	会田 長栄君
稲村 稔夫君	梶原 敬義君
上山 和人君	志 裕君
清水 澄子君	智野 久光君
谷本 鶴君	三上 隆雄君
村沢 牧君	矢田部 理君
井上 哲夫君	河本 英典君
北澤 俊美君	小島 慶三君
都築 讓君	星川 保松君
刈田 貞子君	浜四津敏子君
山下 栄一君	和田 教美君
立木 洋君	林 紀子君
喜屋武眞榮君	西野 康雄君

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案、以上八件について提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。河野外務大臣。

〔國務大臣河野洋平君登壇、拍手〕

○國務大臣(河野洋平君) 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件につきまして、趣旨の御説明を申し上げます。

この協定は、昭和六十一年九月に開始された関税及び貿易に関する一般協定のもとにおける第八回目の多角的貿易交渉であるウルグアイ・ラウンドの結果作成されたものであり、世界貿易機関を設立し加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供すること、関税その他の貿易障害を事実的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止することなどを目的とするものであります。

この協定は、従来の関税及び貿易に関する一般協定に比して次のような画期的な内容を有しております。すなわち、

第一に、従来より一般協定が規律してきた物品の貿易に加え、サービスの貿易、知的所有権の貿易関連側面といった新しい分野を含む幅広い分野について規律を策定していることであります。

第二に、貿易ルールについて定める諸協定をすべて附属書に取り入れ単一の国際約束としてまとめることにより、これらの諸協定の統一的な運用を確保するための枠組みを提供していることであります。

第三に、世界貿易機関の設立により、多角的貿易体制を支える制度的基盤が整備されたことでもあります。

さらに、一時的な措置に対する規律の強化など、紛争解決の手段が強化されていることでもあります。

世界の主要な貿易国である我が国がこの協定を締結することは、多角的貿易体制の発展に寄与するとともに、我が国の国民生活に多大の利益をもたらすこととなるという見地から極めて有意義であると考えます。

ウルクアイ・ラウンドの多角的貿易交渉に参加した諸国は、この協定に基づく新たな多角的貿易体制への早期の移行の意思を表明しており、当初よりこの協定の作成に積極的に参加してきた我が国としても、この協定の効力発生の日からこの協定の加盟国となり新たな多角的貿易体制の発展に寄与することが重要であるので、他の主要国とともにこの協定を早期に締結することが望ましいと考えております。

右を御勘案の上、この協定の締結につきましては御承認を得られますよう、格別の御配慮を得たい次第でございます。

ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣与謝野馨君登壇、拍手〕

○ 考

とするものであります。

とであります。

ことであります。

以上が法律案の趣旨でございます。（拍手）

務大臣（大河原太一郎君）　ただいま議題

主要な食糧である米穀及び麦は、主食としての

食糧管理法は、制定されて以来今日に至るま

また、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の

このため、今後とも米穀の需給及び価格の安定

ることとした次第であります。

定め、これに基づき生産調整の円滑な推進、備蓄

の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適

おります。

しております。

置けるとともに、政府米の買入れ価格について

た米穀等の売買差額が国際約束に従って農林水産

政府以外の者が関税相当量を支払えば輸入できる

圖法の一部を改正する法律案につきまして御説明

ケシュ協定による新たな国際的規律のもとで今後

とも我が国酪農の存立基盤を確保し得るようにな

この法律案の主要な内容は、第一に、畜産振興

9.

して御説明申し上げます。

ことができるようにすること、第二に、事業団以

は買い入れ及び売戻しの差額を減額することである。

南九州の地域経済において重要な地位を占め

同法の政府が買入れた農産物等の売り渡し

に係る規定を整備することとし、この法律案を提

○議長(原文兵衛君) 橋本通商産業大臣。

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

この法律案は、工業所有権制度の國際的調和を
図り、世界貿易機關を設立するマラケシュ協定の
確實な実施を確保するとともに、技術開發成果の
迅速かつ十分な保護の要請に的確に対処するため、特許法その他の工業所有権關係法律について
所要の改正を行うものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、特許権の存続期間を出願日から二十年とすることにあります。

これまで特許権の存続期間は、出願公告の日から十五年または出願日から二十年のいずれか短い期間で終了しておりましたが、これを、マラケシュ協定に対応し、出願日から二十年に一本化するものであります。

第二は、外国語書面により特許出願をすることができる制度を創設することであります。

本制度により外国語書面の提出日が出願日として認定され、また、二月月以内に提出する翻訳文に誤訳があった場合には一定期間その訂正を行うことが可能となります。

第三は、特許後に異議申し立てを行う制度を採用することにあります。

これは、これまで特許付与前に行っていた異議申し立てを特許付与後に行い、迅速な権利付与を促進するものであります。

第四は、ブドウ酒及び蒸留酒の地理的表示の保護強化の要請にこたえ、これらの表示を含む商標については、原産地についての誤認混同が生じるか否かを問わず、商標登録ができない商標とする

第五は、その他制度の國際的調和を図るために必要な事項について所要の改正を行うことであります。

以上が本法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 武村大蔵大臣。

〔國務大臣武村正義君登壇、拍手〕

○国務大臣(武村正義君) ただいま議題となりま
した関税法等の一部を改正する法律案につ
きまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、合意された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施等のため、関税率及び関税制度について所要の改正を行うものであります。

その大要を申し上げます。

第一は、農産物の輸入制限品目等の関税化に伴う措置であります。

農産物のうち現在行っている輸入制限等を関税化する品目について、関税率を引き上げるとともに、関税割り当て制度等及び特別緊急関税を導入するなど、所要の改正を行うことにいたしてあります。

第二は、個別品目の関税率等の改正であります。

牛肉及び豚肉について関税率を引き下げるとともに緊急措置を導入するなどのほか、一部の熱帯産品等について特惠税率を引き下げるなど、所要の改正を行うこととしております。

第三は、関税率体系の見直しであります。

現在実行税率となっている関税率水準を原則と

して基本税率とすることにより、関税率体系の見直しを行うこととしております。

第四は、特殊関税制度の整備であります。

と、所要の改正を行うこととしております。

りの充実、罰金水準の調整、輸入禁制品の追加等を行うため所要の改正を行うことにいたしており
ます。

以上、関税定率法等の一部を改正する法律案につ
きまして、その趣旨を申し上げた次第であります。
(拍手)

1

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。上杉光弘君。

○上杉光弘君 私は、自由民主党を代表して、WTO協定及び関連国内対策について、総理大臣及び関係大臣に若干の質問をいたします。

昨年の十二月十四日は、米自由化反対を三回も決議した国会に何の相談もなく日本農業の命運を

大きく変えるウルグアイ・ラウンド農業合意を受け入れた日として、全国の農家はもちろんのこと、我々にとっても衝撃を受けた忘れることのない日であります。

あれから一年近くたちますが、細川内閣において農業合意の受け入れを初めとして内外の重要問題が権力の二重構造によって取り進められ日本の政治が混沌の一端をたどったことは、記憶に新しいところであります。

が、民主的手続を重視した政策調整のもと、政治主導により税制改革、日米包括協議等の焦眉の重要課題に決断を下し着実な前進が図られたことは、各位御案内のとおりであります。

WTO協定の取り扱い、旧連立政権の懸案事

項として残された最重要課題であります。細川内閣の単なる後始末ということではなく、我々は責任ある政治を行うため、農業関係を初め、国民各

層の幅広い意見を求めつつ、真鍮に検討してまいりました。

ウルグアイ・ラウンド交渉の経過、協定の内容については幾つかの指摘された問題があります

が、当時の内閣の責任といえども、世界に向かつて一たん受け入れを表明した以上、主要国日本がこれを覆すことは、国際信賴をなくし国益を大きく損なうことになるのであります。事は百二十五カ国も参加した多角的貿易協定であり、しかも、つまみ食いが許されない一括受諾方式に同意していることであります。

政は改革」の方針のもと、新しい貿易秩序の中で日本農業の再建にも万全を期していかなければならぬと、国内に求めた。そのために、協定受け入れによる国内への影響がないように農業、農山村の対策を確実に取り組むためには、従来の施策の発想とその枠にとらわれることなく、抜本的な対策の方向づけについて我が党を初め与党三党は全力を挙げてこれに取り組んできた次第であります。

WTO協定への対応は、人類の生命線をいかに守っていくかという重大事であり、当面の政策課題に対応することはもちろん、国を挙げて長期展望に立った受け入れ体制の整備が必要であります。農業を初め影響を大きくこうむる分野に政府が責任を持って万全な施策を講ぜられるかどうか、それが今まさに問われているところであり、このことにつき、まず総理の決意を伺いたいと存じます。

次に、WTO協定全般に関し質問いたします。WTO協定について関係国、議会の審議の状況を見ると、議会の承認を得て批准している国はいまだ一部にすぎません。特に米国の動向が大きな影響を及ぼすことは、過去のITO、国際貿易機関がとんざした経緯を見ても明らかであります。

米国は中間選挙に伴い議会勢力が大きく変化し、上院の有力議員に採択を来年まで延期する動きが見られ、果たして十二月初めまでに上下両院

も、いまだ協定自体は審議中であります。主な関係各国の状況がどのようになっているのか、外務大臣に伺いたいと存じます。

過去の自由化について反省しますと、例えば木材の自由化のときには、国内対策に万全を欠き、我が国の林業と木材業は努力と工夫ではどうにもならない打撃を受け、立ち直ることのできない状況にあります。牛肉の自由化においても、自由化するかしんないか、和牛の国内対策をどうするかが議論の中心となつて、国内の養豚業、ブロイラー経営にどのような影響が出てくるのかしっかりした見通しと対策が十分でないまま自由化に踏み切つた結果、豚肉よりも安い牛肉が国内にあふれ、牛肉、豚肉、ブロイラーの価格を暴落させて壊滅的状况に追い込もうとしております。国政は、その責任において、少なくともこのようなことを繰り返してはならないのであります。

米のミニマムアクセス導入、乳製品等の関税化による悪影響のみならず、国内の果物・野菜類等に関税率の引き下げが悪影響を及ぼさないよう、その対策に万全を期すべきと思うが、農林水産大臣の答弁を求めます。

次に、米問題について質問いたします。

米過剰が大変心配される中、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案において、米の価格の暴落に対する予防、歯どめが大丈夫かどうかという点であります。新しい生産調整システムを初め備蓄や調整保管等、いろいろな工夫がなされているようでありますが、米の需給全体については国が責任を持ちつつ関係者を誘導していくことが大切であります。

特に、国があらかじめ定める生産調整の指針に沿って生産調整が行われるかどうか、それによって需給や流通に大きな影響が出てくることから、政府買入れ価格や生産調整助成金について十分意を用いることがポイントでありますので、あわせて答弁を願います。

ヨーロッパのデカップリングの思想を取り入れ、定住化を確実なものとし、集落機能を高め、国家存立の基盤である国土、環境を守るために農村計画法とも言ふべきものがぜひとも必要だと思いますが、総理大臣の見解を伺います。

てきました。どんなに時代が変わろうとも、国土を取り巻く自然環境が変わらない以上、いささかなりともこの国づくりを損なうようなことがあつてはならないと確信をするものであります。

このことをあすの日本国と日本民族のために肝

次に、APECにおける日本の役割に関してのお尋ねがございましたが、我が国は、これまでAPECをアジア・太平洋の経済的な発展を進めていく上で中核となる協議のフォーラムと認識をしております、積極的な取り組みを行ってまいりましたが、明年は議長国としてAPECの一層の発展に力を尽くさなかならぬという決意でございます。

次に、農業対策の六年間の投資規模と単年度予算との整合性についてのお尋ねがございました。今回のウルグアイ・ラウンド対策につきましては、平成十二年度までの対策期間中の総事業費として取りまとめたところでございまして、対策に

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の法律案、順次価格安定法及び養蚕糸類価格安定事業団法の法律案、農産物価格安定法の法律案、特許法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（趣旨説明）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金留定措置法の一部を改正する法律案、關稅價格安定法及び養蚕取締條例價格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、關稅定率法等の一部を改正する法律案及び主要食糧の供給及び價格の安定に関する法律案（總目説明）

保る経費の取り扱いにつきましては、今後、各年度の予算編成過程において検討の上適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ウルグアイ・ラウンド国内農業対策予算の取り扱いについてでありますが、御指摘の真水という言葉は必ずしも定義がはっきりしない概念であります。いづれにいたしましても、今回の対策はウルグアイ・ラウンド合意に対応する六カ年の新しい事業であり、従来の農林水産予算に支障を来さないよう配慮することとしたしておるところでございます。

今後十月二十五日に決定された対策大綱に沿って総合的かつ的確な施策を講じることができるよう、ただいま申し上げた点を踏まえながら適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、厳しい環境に置かれております中山間地域の生活環境基盤の整備等のための農山村計画法制定についてのお尋ねがございました。

この中山間地域対策につきましては、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等の法制度が既にある中で新しく総合的な法制度を制定することは困難であると考えておりますが、農山村の計画的、総合的整備につきましては農業農村整備事業等により実施しているところでございまして、より効果的に実施するために内容、方法等につきましてはさらに検討を重ねることが重要であると認識をいたしております。

なお、中山間地域につきましては、山村振興法、過疎地域活性化法等の地域振興立法のほか、昨年、各省庁の提携のもとに制定されました特定農山村法に基づき鋭意その活性化を図っていく決意でございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

〔国務大臣河野洋平君登壇、拍手〕
○国務大臣（河野洋平君） アメリカ、欧州連合に
おける審議状況はどうか、こういうお尋ねでござ
いました。

過般・インドネシア・ジャカルタで行われました APEC の際に、村山総理とアメリカ首脳との会談でもこの話は出ておりまして、アメリカ首脳の説明によりますれば、米国におけるウルグアイ・ラウンド合意実施法案に関しては、中間選挙前に設定をされたスケジュールどおり、下院の採決を十一月二十九日、上院の採決を十二月一日に行う予定である、こういう説明でございました。

また、欧州連合におきまして、WTO 協定の年内受諾に向けて最大限の努力が行われており、イギリス、ドイツなどは既に必要な国内手続を終了していると承知をいたしております。その他の諸国につきましても、それぞれ既に必要な国内手続を終了しているか、または着実に手続を進めているものと承知をいたしております。

我が国がWTO協定を締結する場合、アメリカ、ヨーロッパなど主要国の議会での承認状況を十分見きわめて対応すべきではないかという御主張ございました。

政府といたしましても、これまでも御答弁申し上げておりますとおり、WTOの発足に当たってはアメリカ、欧州連合などの主要国の参加が極めて重要でございますことから、これら諸国の締結がどうなっているのかということを十分見きわめながら、我が国としての締結手続をとるようになしたいと考えているところでございます。

〔國務大臣大河原太一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣（大河原太一郎君） 上杉議員の質問に
お答えいたします。

まず、米、乳製品等各品目への影響に対する対策についてお尋ねであります。

私といたしましては、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う国内対策について、先般の対策大綱に示された具体的施策を全力を挙げて推進し、農業合意の実施に伴う影響を最小限に食い止めるとともに、我が国農業の将来展望を切り開き、二十一世紀に向けた農業構造の早期実現に邁進してまいる所存であります。

次に、農業、農山村の整備計画等に沿ってばらまきと言われないような新しい対策の効果的推進についてのお尋ねでありますが、昨年制定された農業経営基盤強化促進法、特定農山村法に基づき、市町村における基本構想の策定等を通じて地域において育成すべき農業経営の目標等を示すとともに、特定農山村地域における基盤整備計画の策定を通じて地域の特性に即した農林業の振興を図ることとしているところであります。

さらに、八月の農政審議会において新たな農産物の需要と生産の長期見通しの策定に取り組むこととされており、既に検討を開始しているところであります。

こうした点を踏まえ、今後の農政の展開に当たっては、先般の対策大綱に示された具体的施策を総合的かつ的確に推進することにより、力強い農業構造と活力ある農山村の構築を効果的に進めてまいる考えであります。

次に、新食糧法案についてのお尋ねであります
が、新たな制度のもとで、米の全体需給のバラ
ンスを確保するため政府は計画的にかつ整合性
を持って生産調整の推進、備蓄の運営、適正か
つ円滑な流通の確保を図ること、また、価格
の安定につきましては需給の安定を図りつつ
需給動向に應じた自主流通米の価格形成の確
保や政府米の適切な価格設定を行うこと等
により、御質問の需給と価格の安定に十分
対応してまいりたいと考えております。

この場合、政府買入れ価格については、自主流通米の価格変動が反映されたものとする 것을 基本とし、あわせて生産コストを含む生産条件や物価その他の経済事情を参照して設定していくこととしており、その具体的な算定方式につきましても、関係方面と調整の上、施行時までには十分な検討を進めてまいる考えであります。

また、生産調整助成金につきましては、米の需給事情に応じた生産調整規模に弾力的に対応し、全体の調整が確保されるよう、その内容について

今後検討してまいる考えであります。

最後に、耕作放棄による国土保全・管理に及ぼす影響についてでありますが、農地は、農産物の安定供給において重要な役割を果たしているだけではなく、洪水防止や水資源の涵養、土壌浸食の防止、緑豊かな景観の保持など、国土・環境保全機能を有していると考えられます。

このような機能を良好に発揮させるため、中山間地域において農地の適正な管理や農地の地域農業の担い手への集積等を通じて、耕作放棄地の発生を防ぎ、国土環境保全機能の維持増進に努めているところであります。（拍手）

○議長（原文兵衛君） 御紹介いたします。

本院の招待により来日されました南アフリカ共和国上院議長ヘンドリック・ヤコブス・コツイエ閣下の御一行がただいま傍聴席にお見えになりました。

ここに、諸君とともに心からなる歓迎の意を表します。

〔總員起立、拍手〕

○議長(原文兵衛君) 稻村稔夫君

〔稻村稔夫君登壇、拍手〕

○稲村稔夫君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま趣旨説明の行われましたWTO協定の批准並びに関連法案を審議するに先立ち、あらかじめ総理並びに外務大臣ほか関係大臣に、その考え方の基本及び幾つかの疑問点についてお尋ねしたいと存じます。

まず第一は、政府のWTOに対応する基本姿勢と本協定批准をめぐる国際的な動向についてであります。

村山総理、先ごろのAPECでの首脳外交、大変御苦労までございました。村山内閣誕生当時にはやや戸惑いを見せていた各国の首脳たちには

て外務大臣及び農林水産大臣の御所見が伺いたのであります。

次に、総理にお伺いたします。

自然の大きな制約を受ける農業は、経済発展の

次に、WTO協定について、このウルグアイ・ラウンド受け入れ等に当たって苦渋の選択をして

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、特許法の一部を改正する法律案、開港場法の一部を改正する法律案及び主要農産物の需給及び価格の安定に関する法律案（題名略）

きた経過があるという御指摘がございましたが、御質問を聞きながら当時のことを私も思い起こしてありますが、国民の理解を得るためにいかなる努力を行ってきたかというお尋ねであります。

政府といたしましては、WTO協定の締結は貿易立国である我が国経済の繁栄の基盤である多角的自由貿易体制の維持強化に極めて重要であると考えております。したがって、国民の皆様には、わかりやすいパンフレットを幅広く配布するなど、あらゆる機会をとらえてこのような重要性について一層の理解を求めていきたいと考えているところでございます。

次に、他産業との格差を埋めるため長期的施策が必要ではないかとの御指摘であります。今後の農政の展開につきましては、他産業従事者に比較をいたしまして遜色のない労働時間、生涯所得を実現し得る力強い農業構造を実現するために、農政審議会報告の趣旨を踏まえながら、意欲ある農業者の創意工夫と自由な経営展開が可能となるよう条件整備を進め、我が国農業、農村が二十一世紀に向けて自立を遂げ持続的に発展していくことができるよう、幅広い視点に立った農業政策を推し進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、自治・農水省等が一体となって大綱の施策を推進すべきとの御指摘がございました。ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱におきましては、関係各省庁の施策を総合的に進めていくという視点に立ちまして推進することといたしております。

本大綱が決定された先月の緊急農業農村対策本部の会合におきましても、私から関係閣僚に対しましてそれぞれの立場からの御尽力をお願いしたところでございますが、今後、本大綱に示された具体的施策の推進に当たりましては、政府一体となって取り組んでいく決意でございます。

特に、ウルグアイ・ラウンド合意後、国際的な厳しい環境に立たされる日本の農業がそれに耐え

得るような体質をつくっていくために何をすべきかといった問題や、とりわけ中山間地域における厳しい先ほど御指摘もございましたような問題もあるわけでありまして、これは単に農業、農水省だけの問題ではなくて、国民にいかにか安定した安全な食糧をいかなる条件の中でも提供できるかということとは国の責任でもあると考えております。各々が関係し合いながら連携をとって総合的に対策を講じていくということが大事であるということも踏まえまして、今後取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以下の質問につきましては、各大臣から答弁をさせていただきます。（拍手）

（国務大臣河野洋平君登壇、拍手）
○国務大臣（河野洋平君） 非公式首脳会議で村山総理が主張された自由化に対する考え方の具体的進め方につきましては、今後APECメンバー間で検討されていくことになるわけでありまして、我が国は、明年、議長国でございます。議長国といたしまして、農業問題など種々配慮すべき問題があること、及びそのような問題は今後自由化の行動指針づくりに取り組んでいく過程の中で現実的かつ適切に対応していくべきであるというふうな考え方を述べているところでございます。

いづれにいたしましても、村山総理の発言を踏まえつつ、自由化の行動指針づくり積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、現在、御指摘のごときさまざまな問題、人口・食糧問題、あるいは環境問題、こういった諸問題への対応が喫緊の課題となっております。我が国として、今後とも、WTOを初めとする種々の場面で人口・食糧・環境問題などに配慮すべき旨の主張を積極的に進めていく所存であります。

なお、WTOの農業協定には、我が国の強い主張によりまして環境保護、食糧安全保障などの非貿易的関心事項に配慮すべき旨の規定が盛り込まれておるわけでございます。

さらに、主要国の批准についてお尋ねがございました。

先ほどもお答えを申し上げたとおりでございますが、アメリカは中間選挙等がございまして、その中間選挙の結果を踏まえてどういうことになるかについて我々も大きな関心を持っているわけでございます。したがって、インドネシアにおきまして村山総理初め私もアメリカの幹部の方々にいろいろ質問をいたしました。選挙前に定めた審議の予定は変わらない、現会期中に承認されるということを確認しておりました。

ヨーロッパ諸国につきましては、それぞれ既に手続を終えた国、あるいは手続を終わらすために真剣な審議が続いていると承知をいたしております。

WTO協定と我が国の法律・政治制度、経済制度、生活慣行などとの間にいろいろ問題があるのではないかと、あるいはそういうことが生じる可能性があるのではないかとというお尋ねがございました。

貿易立国でございます我が国にとりまして、我が国経済の繁栄の基盤でございます多角的自由貿易体制の中核となるWTO協定を誠実に遵守していくことは極めて重要であると考えております。

いづれにいたしましても、政府といたしましては、WTO協定と我が国の法律あるいは政治制度などとの間に矛盾が生ずることのないよう適切に対応していかねばならないと考えております。

世界の飢餓を克服するあるいは環境問題等についてWTOはいかなる役割を果たしていくことになるのか、これに対して我が国としてどういう貢献をしていくかというお尋ねがございました。

現在、御指摘のごとき諸問題への対応が極めて重要な問題となっております。十分承知をいたしております。WTOにおきましても、多角的自由貿易体制の維持強化を通じて世界経済の安定と繁栄を図り、もって人類の直面する諸問題の解決

にも重要な役割を果たすという考え方を考えているわけでございまして、ウルグアイ・ラウンド農業協定には、我が国の強い主張によりまして今お尋ねのような問題が盛り込まれているわけでございます。

今後、我が国としても、WTOを初めとするさまざまな場におきましてこうした重要な問題点にさらなる配慮がなされるべきことを主張してまいり所存でございます。（拍手）

（国務大臣大河原太一郎君登壇、拍手）
○国務大臣（大河原太一郎君） 稲村議員の御質問にお答えいたします。

まず、農業分野における国際貢献についてのお尋ねであります。

我が国は、世界の食糧問題の根本的な解決のためには、基本的に食糧不足を来す各国ができるだけ自国内で食糧生産に努めることが重要であるという観点に立ちまして、農林水産業に関する技術協力、資金協力などさまざまな協力を進めてきているところであります。また、近年、熱帯林の減少なり砂漠化の進行等、地球規模での環境問題への取り組みが重要になっておりますことから、森林の保全・造成、農地や農村環境の保全等の分野での協力も今後積極的に進めてまいりつもりであります。

なお、世界的な食糧不足問題及び地球環境問題の解決に向けてあらゆる機会をとらえ、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

連立与党の承認事項を踏まえて対策大綱の実施について配慮せよというお話でございますが、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う国内対策につきましては、九月末の連立与党の「緊急農業農村対策について」などの御意見を踏まえ、まさに政府と連立与党が一体となった検討の結果として対策大綱を取りまとめたところでございます。

このように、先般の対策大綱は国内対策につきましても真剣な議論の積み重ねの上に成り立ったも

WTO協定中の衛生植物検疫措置の適用に関する協定、いわゆるSPS協定についてのお尋ねであります。食品の安全に関する国際基準は、国際的な機関において消費者の健康の保護を目的として策定されてきているものでありまして、我が国においてもこのような国際基準により国民の健康は確保できるものと考えております。また、例えば食品に残留する農薬の基準では、国際基準よりもものうち二割程度が、現在、国際基準より

針を明確にするには、政府の方針が定まらなければなりません。総理もさまざまな場で今後の農政の方針について述べておられます。しかし、その内容を吟味すればするほど、将来の方針が見えてこないものであります。一体、総理は日本の農業の行き先をどこに置いているのですか。ミニマムアクセスによる六年間の特例措置の終了後に向けての対応も不明確にしながら、目的も定めず、今までのように当面の対応に終始するだけでは、国

これらの踏まえれば、政府としてアメリカの動向を確実に把握し、対策を立て、場合によっては各国に働きかけることが責任ある内閣として必要ではないのですか。そうでなければ、世界の国々とともに歩む意欲もない、果たすべき役割も自覚しない無責任な内閣と断ぜざるを得ないのであります。

ただ、総額七兆円という数字の是非は別として、七兆円で実施する事業の内容は到底納得し得るものではありません。総額七兆円ということでは、国民一人当たり実に約七万円もの税金を負担することになります。真に日本農業育成のための負担なら、国民の方々に御負担をお願いするものやむを得ないではありませんよう。

しかし、例えば農林水産省関連梓六兆円の内容を見ると、公共事業費である農業農村整備事業が

先ほど総理が御答弁したとおりでございます。
(拍手)

生産者、消費者ともに納得し得る生産調整の可能性についての御質問でございますが、御案内のとおり、潜在的な生産力は需要を上回る状況にございまして、生産の安定と消費者への安定供給がなされるよう生産調整の実施が必要であります。

新たな米管理システムにおける生産調整の具体的な仕組みにつきましては今後検討していくこととなりますが、全体需給の調整を図ることに配慮しながら生産者の自主的判断を尊重して実施することとし、強制感を伴う実効確保措置については見直すこととしております。

なお、政府米買入れ価格が下支え機能を果たすことにつきましては、生産調整や備蓄運営を通じて適切な需給調整を図る、価格形成の場で価格水準について適切な値幅の範囲内で価格形成を図ることにより、何よりも米全体の価格の安定が確保されることが重要であると考えております。

（拍手）

そこで、来年一月の協定発効に向けて、我が国もその対応が迫られておりますが、会期末も迫り、法案の処理も含めて批准に関する今後の日程的手順を我が国はどのように進めようとしておられるのかをお伺いいたします。

ないとも言われております。そのため、農地政策、担い手対策、資金政策、流通政策、農村整備等を早急に進めなければなりません。もしコスト削減ができない場合、我が国はどんな対策で国際

國は百カ国以上と極めて多いにもかかわらず、國際市場に大量に供給できる輸出國は限られております。しかも、米總生産量に対する貿易量の比率は四割前後と極めて少なく、このため、國際價格

は大幅に変動し、需給バランスも不安定です。そこで、来年より米のミニマムアクセスを受け入れることになれば、この世界の米貿易市場の不安定性を国内に持ち込むことになり、国内需給政策にもかかわると思われませんが、いかがでしょうか。高い人口増加率や異常気象等が原因で、世界の食糧需給は中長期的には逼迫基調にあると言われている。新農政はこうした予測を前提に食糧自給率の向上が強調されておりますが、米のミニマムアクセスを受け入れるに当たって一層の国内自給の確保を確保しなければならぬと思えます。また、我が国はこれまで高い農業技術力を持って途上国等を支援してきましたが、さらに各国の農業の発展のために貢献して世界の食糧事情を好転させるくらい大きな役割を果たすべきであります。この食糧の国内自給の確保策と日本が世界の農業に貢献する役割について総理の前向きな御決意を求めて、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣村山富市君登壇、拍手〕

○国務大臣(村山富市君) 刈田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、WTO設立後の世界貿易及びその中で我が国の対応についてのお尋ねでございますが、WTOの設立により多角的自由貿易体制が一層強化、推進をされる、それを受けて世界の貿易量は拡大をされるものと考えております。貿易立国である我が国にとって極めて意義深いものであると同時に、我が国としては、それだけに、WTOの運営に当たっては積極的に貢献をしていく所存でございます。

次に、WTO加盟後の現行ガットとのかかわり方についてのお尋ねでございますが、我が国といたしましては、諸外国との法的関係を安定的に維持する観点から、当面は、現行ガットから脱退をせずにガットからWTOへの円滑な移行を図ることが望ましいと考えているところでございます。

次に、APECのボゴール宣言についてのお尋

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの代、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料生産者情報等管理措置法の一部を改正する法律案、加工程度表示等に関する法律案、特許法の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(趣旨説明)

ねであります。今般の宣言は、長期的視野に立った域内の貿易・投資の自由化に向けた大きな方向性について政治的意思を表明したものであります。かかる自由化につきましましてはWTOに整合的な方法で達成することができると考えているところでございます。

次に、WTO協定締結に向けた今後の手順についてのお尋ねでございますが、政府といたしましては、協定及び関連法案をせひとも本国会において成立をいただき、締結の手続をとってまいりたいと考えているところでございます。

次に、関税化の特例措置の七年目以降の取り扱いについてのお尋ねでございます。

関税化の特例措置の七年目以降の取り扱いにつきましては、六年目の交渉で決められることとなっております。七年目以降も米に関する特例措置を継続するか否かにつきましては、その時点における我が国農業の状況や特例措置の継続に伴う代償等種々の状況を検討しながら、総合的に勘案をして判断することとなると考えておるところでございます。

次に、六年間の対策と将来の交渉ポジションについてのお尋ねでございますが、我が国はウルグアイ・ラウンド農業交渉におきましては、基本的な理念として食糧安全保障や国土・環境保全等農業が果たしております多様な役割が適切に反映されることの必要性を積極的に主張してきたところでございます。将来の交渉に当たりましては、これを基本として臨んでいきたいと考えておるところを申し上げておきたいと思ひます。

さらに、今後六年間の対策も、意欲ある農業者の創意工夫と自由な経営展開が可能となるよう条件整備を進め、我が国農業、農村が二十一世紀に向けて自立を遂げ持続的に発展していくことができれば、まさに将来を見据えたものであると申し上げておきたいと存じます。

次に、農業基盤に係る今回の緊急対策について

のお尋ねでございますが、今回の緊急対策は、事業効果の早期発現を図りながら効率的な整備を進める観点から、特に生産性向上に直結する整備事業を重点的、加速的に推進しようとするものでございまして、我が国農業の体質強化に十分寄与するものと確信をしておるところでございます。

財政審報告は、産業基盤型の公共事業について全体として重点的かつ抑制ぎみに扱うこととしていますが、同時に、これからの我が国経済の成長のために必要な分野には適切な配慮が必要といたしておるところでございます。このため、今回の緊急対策で実施するような高生産性農業の育成に資する農業基盤整備等を重点的、加速的に実施することとまで否定したものではありませんと考えているところでございます。

次に、六兆百億円の対象費はばらばらではないかという御質問でございますが、今回の対策は、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施など新たな国際環境に対応したとして、力強い農業構造、農業経営の実現、住みやすく活力に満ちた農村地域の建設を期するための観点に立つて今後六年間で必要な対策を重点的に取りまとめたものでございまして、ばらばらであるとは考えておりません。

次に、国産米のコスト低減についてのお尋ねでございます。

今後の農業の国際化に対応し、低コスト稲作の推進等による体質強化を図ることが緊急の課題であると認識をいたしております。このため、今後は地域における稲作生産の担い手を明確にしながら、それら担い手への農地利用の集積や土地基盤の整備、資本整備の高度化等の生産面における各般の施策を重点的かつ加速的に推進するとともに、新たな米管理システムのもとで米の流通の合理化を推進してまいりたいと考えていることについて、御理解をいただきたいと思います。

次に、米の生産から消費までの全般にわたる対策についてのお尋ねでございますが、新たな制度の

もつて、米の需給の的確な見通しを策定し、これに基づき生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営、適正かつ円滑な流通の確保、政府米の適切な売買等を行うことによりまして国民の主要食糧である米の需給と価格の安定を図ってまいりたいと考えていることについて、御理解を賜りたいと存じます。

次に、食糧供給の基本姿勢についてのお尋ねでございますが、国土条件に制約のある我が国におきましては、国内生産、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることによりまして国民に対する食糧の安定供給に努めることが重要であると考えるところであります。国内生産につきましては、国土資源の有効利用により可能な限り国内生産を維持拡大し、自給率の低下傾向に歯止めをかけることを基本としながら政策展開に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、技術協力を通じ農業分野で国際貢献すべきではないかとお尋ねでございますが、我が国農業分野における技術水準は、御指摘のとおり相当高い水準にあると考えています。技術協力は、これまでも可能な限り行っておりまいりましたが、今後とも積極的に取り組んで推進してまいりたいと思っております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔国務大臣大河原太一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(大河原太一郎君) まず、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策は別枠かという御質問でございますが、今回の対策はウルグアイ・ラウンド合意に対応する六カ年の新しい事業であります。なお、従来の農林水産予算に支障を来さないよう配慮することとされておるわけであります。

国産米のコスト低減についてのお尋ねでございますが、我が国は、諸条件によって農業内部の努力のみでは解決できない制約により、コスト削減にはおのずから限界がございますが、国民の理解

なお新しい生産調整については平成八年度から実施する考えであり、その具体的仕組みについては、それまでに関係者の意向を十分踏まえながら検討してまいることとしたしております。

次に、本年の大豊作を踏まえた上、今後の米需給の対応いかにという御質問でございますが、国内産米につきましては、作況指数一〇九という豊作の中で七年十月末に百五十万トンを超える見込みとなっております。新しい制度のもとで、備蓄

なお、米の安全性についてお触れになりましたけれども、国内産米の安全性は、基本的には農薬取締法に基づく農薬安全使用基準等の遵守によって確保されており、また収穫後の米については、御案内のとおり、低温保管を行うことによりポストハーベスト農薬の使用がないことから、十分確保されているものと考えております。

○国務大臣(武村正義君)　まず、六兆円余の今回の対策について予算編成上どう認識するかというお尋ねですが、今回の対策は、ウルグア

一段と深刻な財政事情のもとではありますが、二十一世紀に向けて我が国の農業の将来展望を切り開き力強い農業構造を実現するために必要な対策であると受けとめております。（拍手）

○議長（原文兵衛君） 林紀子君。

○協定の批准に断固反対する立場から、総理並びに関係大臣に質問いたします。

ウルグアイ・ラウンド交渉の推進者となつてきたのは常にアメリカでした。インドの元ガット駐在大使シュラク氏も、WTOがアメリカの腹話術人形としての様相を一層強めるだろう、それがWTOが持つ真の危険性だと指摘しているほどです。

例えばアメリカは、自国の利益を守るため強引

に修正要求を出して、反ダンピングを口実とした輸入制限措置を存続させました。その上、包括通商法スーパースーリー一条はWTOによって制約されない」と公言し、議会もその恒久化を図っているのです。

政府は、衆議院での我が党議員の指摘に対して、WTO協定にのっとって紛争処理ができると答えています。そのような保証がないことは、今アメリカ議会にかけられているWTO実施法案の二〇二条で、アメリカの法律に反するものは効力を持たないと明記し、国内法を優先させようとしていることから見ても、明らかではありません。アメリカのこのような横暴は断じて容認できません。総理、いかがですか。

そもそも国の経済の自立にかかわる分野、国民生活にとって重要な分野が脅かされるときには、我が国の主権の問題として国境措置など適切な一定の保護措置をとることは当然ではありませんか。総理、答えてください。

そこで、農業協定について質問します。我が国農業は、本協定を受け入れていない今でさえ、後継者は激減し、食糧自給率が四六％にまで落ち込んでいます。もし本協定を受け入れ完全自由化が強行されれば、壊滅的打撃を受けることはだれの目にも明らかです。だからこそ、本院は三度にわたって米の輸入自由化に反対する決議を上げてきたのであり、選挙ではすべての政党が米の輸入自由化に反対と公約したはずで、

本日も衆議院の特別委員会で武村大臣は率直に国会決議違反を認めたが、総理、いかがですか、この国会決議と選挙公約に従えば批准に反対する立場を貫くのが国民に対する当然の責務ではありませんか。

ところが、村山総理は社会党は苦渋の決断だったと言ひ、自民党の河野外務大臣は外交の継続性と言ひわけをして、全く責任を負わなければかりか、強引に推進しています。あなた方は、国民に對する公約違反について何ら痛みを感じないのでしょうか。また、農水大臣、あなたも米の輸入自由化受け入れは取り返しのでない大失策、大失態と繰り返し主張してきたではありませんか。総理、外務大臣、農水大臣、それぞれの責任ある答弁を求めます。

政府は、六年間で六兆円余りの国内対策によって我が国農業を再建すると言っています。しかし、その内容を見ると、負債・融資対策によって有利な条件で資金を借りられるのは、新政策に示された規模拡大を進める認定された一握りの農家だけです。これでは、再建どころか、中小零細な家族経営農家を切り捨てることに拍車をかけるものではないでしょうか。

また、現行の食糧制度を廃止して、市場原理で米価を決める新食糧法案を提出しています。これは再生産を確保するという生産者米価の原則を放棄するものです。

また、農業協定では補助金などの国内支持を六年間で二〇％削減するよう義務づけられていますが、価格保証に充てる予算がこの条項の削減対象になっているため、価格保証政策を投げ捨てることになるのではありませんか。

これでは、農家の願いに全くこたえるものでないことは明白です。輸入農産物を制限する国境措置にまさる国内対策はありません。批准をやめて再交渉するよう強く要求するものです。農水大臣の明確な答弁を求めます。

また、この協定は、食料品の貿易を促進するため、自国の衛生防疫措置を国際基準に合わせるよう義務づけており、重大な主権制限を盛り込んでいます。多国籍企業が深くかかわっているコーデックス委員会で行われた国際基準では、食品

安全規格や農薬残留基準は我が国の基準よりはるかに緩くなっているのです。この国際基準に合わせると、発がん性のある物質が食品に残留したり、現在禁止されている抗生物質の直接添加も認められることになるなど、国民の命と健康にとって

ては重大な問題ではありませんか。さらに、地方自治体や生協など民間団体が設けた食品の自主的な安全基準まで規制の対象とされるのではありませんか。このような本協定は、決して認めることはできません。総理の明確な答弁を求めます。

次に、現在でも我が国の関税率はアメリカのご

り押しなどで低く抑えられているにもかかわらず、政府はさらに六千七百にも上る品目の関稅率を大幅に引き下げることを約束しています。皮革・靴では、事實上、現行の關稅制に當て制度を崩壊させるものです。そうなれば、円高も加わつて大量に輸入され、地域經濟の火を消し、靴産業労働者十万人とその家族が路頭に迷うこととなります。皮革・靴産業を初め我が国中小企業に重大な影響を及ぼし、今でも不況に苦しむ状況を一層深刻にすることがどうして許されるのでしょうか。この分野でも批准を拒否して再交渉すべきです。通産大臣の答弁を求めます。

これほど国民経済に重大な悪影響を及ぼす本協定について、政府が正当な国民の利益を守る立場に立つて再交渉することは、まさに日本の主権に基づく当然の行為であり国民に対する責務ではありませんか。現に、新海洋法条約では、最終合意

私は、公正公平、平等互恵の原則に立った国際

貿易秩序を確立するとともに、我が國主權と國民の眞の利益を守るため、本協定の批准に斷固反對し、政府が修正のため再交渉するよう強く總理に要求して、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣村山富市君登壇、拍手〕

○国務大臣(村山富市君) 林議員の質問にお答えを申し上げます。

なぜ我が国だけが協定の承認を急ぐのかというお尋ねであります。我が国を含め各国とも同協定の来年一月一日の発効に向け鋭意国内手続を進

めてまいっているところであり、先般行われましたAPECでも、議論をした結果、合意を見たところでございまして、ひとり我が国のみが急いでいるわけではございません。

約を加えるのではないかとのお尋ねであります

が、WTO協定は各国の主権に不当な制約を加えるものではないと考えております。

次に、米国の態度についてのお尋ねであります。が、米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法案は、議会がウルグアイ・ラウンド合意を承認するとした上で、米国としてWTO協定上の義務を履行するために必要な現行法の改正等を盛り込んでおります。したがいまして、米国政府はWTO協定を遵守する考えであると承知をいたしております。

次に、WTO協定との関連で米国との間で紛争が生じた場合の政府の対応についてのお尋ねがございました。

ただいま申し上げたことに加え、仮に米国の措置等により我が国の WTO 協定上の利益が害されるようなことがある場合には、WTO の紛争解決手続の利用を含め、適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

次に、保護措置をとることは当然ではないかとのお尋ねですが、政府といたしましては、御指摘のような事態が生じた場合には、WTO協定のルールにのっとって適切に対応する考えです。

次に、WTO協定の締結に反対すべきではないか、協定の受諾を推進することに痛みを感じないかとのお尋ねであります。WTO協定のうち農業部分については、我が国にとって大変厳しいも

のであり、国会決議を何とか生かしたいと努力をしてきたところでございます。それだけに今後の国内対策に万全を期す所存でございますが、WTO協定全体を見た場合、同協定は我が国にとって利益をもたらすものであると考えており、本国会

次、WTO協定中の衛生植物検疫措置の適用に関する協定についてのお尋ねがございましたが、食品の安全に関する国際基準により国民の健

康は基本的に確保できるものと考えております。

また、この協定は、科学的に正当な理由がある場合等においては国際基準よりも厳しい基準を採用し得ること等の規定も盛り込まれているところでごさいます。こうしたことから、この協定の締結によって国民の健康確保に支障を及ぼすような食品の安全基準の緩和を行う必要はないものと考えているところでごさいます。

次に、衛生植物検疫措置の適用に関する協定と地方自治体や民間団体等の基準との関係についてお尋ねがありました。食品の安全基準につきましては、国民の健康が確保されるよう国において科学的な検討に基づき全国統一の基準を決めているところでごさいます。したがって、食品衛生基準としては国の基準で十分ではないかと考えているところでごさいます。なお、民間団体が自主的にとっております措置は、本協定が規制の対象とする衛生植物検疫措置には当たらないものであると考えています。

次に、WTO協定の再交渉についてのお尋ねであります。WTO協定は貿易立国である我が国にとって極めて重要なものであると考へておりますから、再交渉を求める考へはございませぬ。以下の質問は、関係に答弁をさせます。(拍手)

〔国務大臣河野洋平君登壇、拍手〕

○国務大臣(河野洋平君) 繰り返して申し上げることは恐縮でございますが、私自身も、米についての特例措置の適用を含む農業協定の受け入れは我が国にとって大変厳しいものであるという認識を持っておりませぬ。しかしながら、村山政権としての外交の継続性という原則及びWTO協定が多数国間条約であるということにかんがみまして、自由民主党としてもこの協定の承認を求めるという態度を現在としております。

農産物貿易の部分につきましては、その受け入れが及ぼす影響を最小限に食い止めると、先般、緊急農業農村対策本部においてウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱が決定されたところであります。

自由民主党といたしましては、過般声明を出しまして、この対策を前提として、今次国会においてWTO協定の承認と関連法案の成立に向けて努力し、国際信義を守ってまいりたいと考えているところでごさいます。(拍手)

〔国務大臣大河原太一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(大河原太一郎君) まず、畑元農林水産大臣の問責決議に関連したお尋ねでございますが、私も発議者となっておりまして問責決議案を提出いたしました。何よりも十二月のウルグアイ・ラウンド実質合意に至るまでの間の政府の努力が必ずしも十分ではなかったという認識のもとに、当時の農民の気持ちを酌んでのことでごさいます。

しかしながら、「外交は継続、内政は改革」とされる村山政権のもとで、WTO設立は国際間の約束を果たすという重要な意義を有しており、また一方、今般、政府としては、国内農業への影響を最小限に食い止めるとともに、我が国農業の将来展望を切り開き二十一世紀に向けた農業構造の早期実現を図るための対策を講ずることとしたところであり、今国会での関連法案の御可決及び協定の御承認をお願いしたいと考えております。

国内対策の方向は中小零細農家の切り捨てではないかという御質問であります。新政策で示された農業構造は、地域の合意に基づき、大規模な個別経営体や組織経営体が小規模な兼業農家や高齢農家と役割分担により農地や労働力を有効に活用し、地域全体としての農業生産力の維持強化を図る姿を展望したものでございまして、中小零細農家の切り捨てではございませぬ。

新食糧法案は価格保障に逆行するものではないかというお話でございますが、政府米の買入れ価格は、自主流通米の価格が需給事情等に依りて変動することから、政府米の買入れ価格について自主流通米の価格変動が反映されるとすることのほか、全体の価格体系の整合性の観点や需給事情、市場評価等に依りて稲作生産を誘導するとい

う観点から、適切と考えております。

あわせて、生産コストを含む生産条件や物価その他の経済事情を参酌して設定していくわけでございまして、このような政府買入れ価格の基本的な考へ方は、今後の稲作生産の体質強化や先般の農政審議会における「需給事情を反映させた価格水準としていく必要」との方向にも沿ったものであり、適切なものであると考えております。

なお、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく国内支持について、基準期間における助成合算量を二〇〇〇年までに二〇％削減する約束をしているが、これは品目ごとではなく全品目の合計量で約束しており、また、基準期間の助成合算量に比べて現在の水準は既に十分低減されております。したがって、今回の国内支持の削減約束により今後の米価政策の運営に支障が生ずることはないと考えております。

協定の批准をやめて再交渉すべきではないかとお尋ねでございますが、WTO協定は、多角的自由貿易体制の維持強化、国際経済市場に対する信頼の回復という観点から重要であり、各国のさまざまな意見の調整を踏まえて作成されたものであり、総理が御答弁されたように、再交渉を求めることは考へておりませぬ。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今回の関税交渉に当たりましては、我が国としては、関税引き下げによる我が国の国内産業に与える影響に十分配慮しつつ交渉に臨んだところであると信じております。

その結果、特に国際競争力の弱い分野につきましては十分な配慮を行い、これらの分野については、関税引き下げの期間を長期化し、あるいは関税引き下げ幅を小幅にとどめるなどの対応を行っており、これにより我が国産業に対する急激な影響は最小限にとどまるものと考えております。

関税の引き下げ交渉の結果につきましては、こうした事情を十分に勘案し決定されたものであり、できる限り早急に批准すべきものと考えており、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 日本放送協会平成三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長山田健一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山田健一君登壇、拍手〕

○山田健一君 ただいま議題となりました日本放送協会平成三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の平成三年度決算書類でありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要は、一般勘定について、三年度末における財務状況は、資産総額五千五百九十九億、負債総額二千三百七十五億、資本総額二千六百八十四億となっておりませぬ。また、当年度中の損益の状況は、事業収入五千四百四十二億に對し事業支出は四千八百四十二億で、差し引き事業収支差金は六百億となっておりませぬ。このうち百八十一億を債務償還のため、二百四十一億を建設積立金のため資本支出に充当し、残余の百七十八億は翌年度以降の財産安定のための財源として繰り越すことにいたしてあります。

なお、本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない。」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算が適正かつ効率的に執行されたかを初め、日本放送協会の経営基盤の強化策、放送分野における国際化への取り組み状況、マルチメディア社会に向けての公共放送の役割等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって是認すべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。本件は委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時八分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐操君

議員
荒木清寛君 紀平梯子君
溝手顕正君 武田節子君
山下栄一君 安恒良一君
椎名素夫君 笠原潤一君
浜四津敏子君 成瀬守重君
西田吉宏君 野村五男君
白浜一良君 猪熊重二君
中川嘉美君 刈田貞子君
清水嘉子君 鎌田要人君
合馬敬君 石渡清元君
風間純君 牛嶋正君
統訓弘君 広中和歌子君
柳川覺治君 守住有信君

石井道子君 片上公人君
矢原秀男君 高桑栄松君
中西珠子君 竹山裕君
岡野裕君 大浜方栄君
増岡康治君 及川順郎君
鶴岡洋君 和田教美君
大久保直彦君 黒柳明君
鈴木省吾君 遠藤要君
坂野重信君 鈴木栄治君
鹿熊安正君 尾辻秀久君
大島慶久君 真島一男君
太田豊秋君 吉村剛太郎君
松谷蒼一郎君 服部三男雄君
前島英三郎君 狩野安君
坪井一宇君 南野知恵子君
加藤紀文君 上野公成君
岡利定君 井上章平君
陣内孝雄君 須藤良太郎君
矢野哲朗君 片山虎之助君
佐藤静雄君 二木秀夫君
宮崎秀樹君 青木幹雄君
浦田勝君 下種葉耕吉君
永田良雄君 中曾根弘文君
野沢太三君 大塚清次郎君
小野清子君 松浦功君
吉川芳男君 岡部三郎君
田沢智治君 倉田寛之君
上杉光弘君 井上孝君
森山眞弓君 林田悠紀夫君
村上正邦君 岩崎純三君
宮澤弘君 山本富雄君
斎藤十朗君 井上吉夫君
佐々木満君 井上裕君
沢田一精君 関根則之君
喜岡淳君 谷畑孝君
吉田連男君 角田義一君
野間起君 榑崎泰昌君
中尾則幸君 栗原君子君

峰崎直樹君 今井澄君
河本三郎君 佐藤泰三君
清水達雄君 山田健一君
種田誠君 堀利和君
松浦孝治君 志村哲良君
三上隆雄君 堂本暁子君
森楊子君 木宮和彦君
久世公麿君 斎藤哲男君
斎藤文夫君 篠崎年子君
竹村泰子君 篠崎景子君
高木正明君 大木浩君
大河原太一郎君 板垣正君
菅野久光君 上山和人君
北村修二君 北村哲男君
前田勲男君 下条進一郎君
龜山篤君 浜本万三君
小川仁一君 青木新次君
岩崎昭弥君 小島慶三君
山崎順子君 川橋幸子君
大脇雅子君 三重野榮子君
村田誠醇君 武田邦太郎君
寺澤芳男君 岩本久人君
肥田美代子君 前畑幸子君
日下部禮代子君 櫻井規順君
萩野浩基君 深田肇君
谷本巍君 会田長栄君
清水澄子君 野別隆俊君
庄司中君 菅野壽君
乾晴美君 一井淳治君
渡辺四郎君 山口哲夫君
山本正和君 細谷昭雄君
堀原敬義君 稲村稔夫君
洲上貞雄君 糸久八重子君
久保田真苗君 上野雄文君
本岡昭次君 佐藤三吾君
松前達郎君 古川太三郎君
鈴木和美君 及川一夫君

大森昭君 村沢牧君
志苦裕君 久保巨君
矢田部理君 安永英雄君
瀬谷英行君 星川保松君
河本英典君 都築讓君
西川潔君 西野康雄君
西山登紀子君 釘宮馨君
江本孟紀君 直嶋正行君
島袋宗康君 高崎正敏君
高崎裕子君 北澤俊美君
泉信也君 長谷川清君
青島幸男君 國弘正雄君
林紀子君 小林正君
星野昴市君 平野貞夫君
寺崎昭久君 下村泰君
三石久江君 吉川春子君
磯村修君 笹野貞子君
木暮山人君 足立良平君
猪木寛至君 田英夫君
吉岡吉典君 池田治君
林寛子君 田村秀昭君
勝木健司君 山田勇君
有働正治君 橋本敦君
野末陳平君 中村鋭一君
石井一二君 吉田茂門君
松尾官平君 立木之久君
市川正一君 吉田洋君
上田耕一郎君

内閣総理大臣 村山富市君
外務大臣 河野洋平君
大蔵大臣 武村正義君
文部大臣 与謝野馨君
厚生大臣 井出正一君
農林水産大臣 大河原太一郎君
通商産業大臣 橋本龍太郎君
郵政大臣 大出俊君
自治大臣 野中広務君

政府委員

外務大臣官房外
務参事官 谷内正太郎君
外務省経済局長 原口 幸市君
大蔵省関税局長 饒味 徳房君
文化庁次長 林田 英樹君
農林水産大臣官
房長 高橋 政行君
食糧庁長官 上野 博史君

議長の報告事項

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 川橋 幸子君 補欠 川橋 幸子君
議院運営委員 補欠 川橋 幸子君

辞任

川橋 幸子君 補欠 川橋 幸子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任 岩本 久人君 補欠 北村 哲男君
千葉 景子君 補欠 細谷 昭雄君

辞任

菅野 久光君 補欠 菅野 久光君
中小企業対策特別委員 補欠 菅野 久光君

辞任

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ
て議長は即日これを委員会に付託した。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五
号)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の
施行等による租税収入の減少を補うための平成

平成六年十一月二十一日 参議院会議録第八号

六年度から平成八年度までの公債の発行の特例
等に関する法律案(閣法第二号)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案
(閣法第三号)

平成七年度分所得税の特別減税のための臨時措置
法案(閣法第四号)

大蔵委員会に付託
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等
の臨時特例に関する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

同日内閣から、次の質問については、検討する必
要があり、これに日時を要するため、明示する期
限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後
段の規定による通知書を受領した。

参議院議員稲村稔夫君提出柏崎刈羽原子力発電
所の地盤に関する質問(答弁することができ
期限 十二月三十一日)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等
の臨時特例に関する法律

自衛隊法の一部を改正する法律

同日内閣から、国際連合教育科学文化機関憲章第
四章4の規定による千九百九十三年の国際連合教
育科学文化機関第二十七回総会において採択され
た条約及び勧告に関する報告書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があったのでその政府委員としての資格を失った
旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日
官職名 官職名

公安調査 松浦 恂 東京高等 検察庁次 平六・二二
庁次長 席検事

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の

者を、第三百三十一回国会政府委員に任命すること
を承認した。

公安調査庁次長 河内 悠紀君
同日内閣総理大臣から議長宛、公安調査庁次長河
内悠紀君(同日議長承認)を、第三百三十一回国会政
府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員 清水 澄子君 補欠 細谷 昭雄君

労働委員 細谷 昭雄君 補欠 清水 澄子君

予算委員 川橋 幸子君 補欠 川橋 幸子君

議院運営委員 補欠 川橋 幸子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員 補欠 菅野 久光君

辞任 北村 哲男君 補欠 千葉 景子君

細谷 昭雄君 補欠 岩本 久人君

西野 康雄君 補欠 正敏君

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出の

あつた次の者を、第三百三十一回国会政府委員に任
命することを承認した。

外務省アジア局長事務代理 竹内 行夫君
外務省北米局長事務代理 高野 紀元君
同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、外務省ア
ジア局長事務代理竹内行夫君外一名(同日議長承
認)を、第三百三十一回国会政府委員に任命した旨
の通知書を受領した。

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員 鈴木 貞敏君 補欠 笠原 潤一君

法務委員 関根 則之君 補欠 野沢 太三君

外務委員 北村 哲男君 補欠 谷畑 孝君

同日議長は、次の質問については、検討する必
要があり、これに日時を要するため、明示する期

限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
参議院議員正敏君提出陸上自衛隊における「防衛戦略」の定義に関する再質問(答弁すること)ができる期限 十一月二十八日
同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
外務省経 上田 秀明 (解 職) 平六・二・三
済協力局 長事務代 理

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百三十一回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済協力局長 平林 博君
同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、外務省経済協力局長平林博君(同日議長承認)を、第百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 中尾 則幸君 補欠 喜岡 淳君
地方行政委員 笠原 潤一君 補欠 鈴木 貞敏君

辞任 笠原 潤一君 補欠 鈴木 貞敏君
野沢 太三君 補欠 関根 則之君

辞任 野沢 太三君 補欠 関根 則之君
上野 雄文君 補欠 細谷 昭雄君

辞任 上野 雄文君 補欠 細谷 昭雄君
長谷川 清君 補欠 星野 朋市君

辞任 長谷川 清君 補欠 星野 朋市君
法務委員 谷畑 孝君 補欠 北村 哲男君

辞任 谷畑 孝君 補欠 北村 哲男君
外務委員 鈴木 貞敏君 補欠 笠原 潤一君

辞任 鈴木 貞敏君 補欠 笠原 潤一君

大蔵委員 関根 則之君 補欠 野沢 太三君
辞任 岡 利定君 補欠 佐藤 泰三君

辞任 一井 淳治君 補欠 森 暢子君
北村 哲男君 補欠 谷畑 孝君

文教委員 辞任 森 暢子君 補欠 一井 淳治君

辞任 森 暢子君 補欠 一井 淳治君

商工委員 辞任 木庭健太郎君 補欠 中川 嘉美君

辞任 木庭健太郎君 補欠 中川 嘉美君

運輸委員 辞任 喜岡 淳君 補欠 中尾 則幸君

辞任 喜岡 淳君 補欠 中尾 則幸君

通信委員 辞任 星野 朋市君 補欠 長谷川 清君

辞任 星野 朋市君 補欠 長谷川 清君

労働委員 辞任 佐藤 泰三君 補欠 岡 利定君

辞任 佐藤 泰三君 補欠 岡 利定君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員 辞任 細谷 昭雄君 補欠 上野 雄文君

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書 一、議案の名称 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

一、公聴会の問題 地方税法等の一部を改正する法律案について

一、開会の日 平成六年十一月二十一日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二條により承認を求めます。

平成六年十一月十五日 参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿 岩本 久人
公聴会開会承認要求書 一、議案の名称

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第二号)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(閣法第四号)

一、公聴会の問題 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案及び平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案について

一、開会の日 平成六年十一月二十一日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二條により承認を求めます。

平成六年十一月十五日 参議院議長 原 文兵衛殿

同日議長は、次の質問主意書が提出された。中山間地域対策に関する質問主意書(紀平梯子君提出)

特別栽培米振興策に関する質問主意書(紀平梯子君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
外務省アジア局長 竹内 行夫 (解 職) 平六・二・六

外務省北米局長 高野 紀元 (同) 同

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省総合外交政策局長柳井俊二君の第百三十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十一回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省総合外交政策局長事務代理 山崎隆一郎君
外務省アジア局長 川島 裕君
外務省北米局長 時野谷 敦君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総合外交政策局長事務代理山崎隆一郎君(同日議長承認)を、第百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 喜岡 淳君 補欠 中尾 則幸君

地方行政委員 辞任 細谷 昭雄君 補欠 上野 雄文君

辞任 細谷 昭雄君 補欠 上野 雄文君

大蔵委員 辞任 星野 朋市君 補欠 長谷川 清君

辞任 星野 朋市君 補欠 長谷川 清君

運輸委員

辞任

中尾 則幸君

補欠

喜岡 淳君

長谷川 清君

星野 朋市君

労働委員

辞任

上野 雄文君

補欠

細谷 昭雄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

佐藤 静雄君

補欠

吉村剛太郎君

榊崎 泰昌君

溝手 顯正君

森山 眞弓君

野村 五男君

角田 義一君

村田 誠醇君

寺崎 昭久君

平野 貞夫君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活に関する調査会委員

辞任

吉岡 吉典君

補欠

西山登紀子君

運輸委員会

理事

中川 嘉美君 (中川嘉美君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案(第百二十九回国会衆第一三三三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案(第百二十九回国会衆第一三三三号)審査報告書

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

渡辺 四郎君

補欠

一井 淳治君

小林 正君

野末 陳平君

大蔵委員

辞任

一井 淳治君

補欠

渡辺 四郎君

厚生委員

辞任

寺崎 昭久君

補欠

直嶋 正行君

運輸委員

辞任

西山登紀子君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

清水 達雄君

補欠

加藤 紀文君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活に関する調査会委員

辞任

野村 五男君

補欠

森山 眞弓君

溝手 顯正君

榊崎 泰昌君

吉村剛太郎君

佐藤 静雄君

村田 誠醇君

角田 義一君

平野 貞夫君

寺崎 昭久君

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第二号)

審査報告書

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案(衆第五号)審査報告書
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員阪正敏君提出語学学校の外国人従業員に対する人権侵害に関する質問に対する答弁書

参議院議員阪正敏君提出国連安全保障理事会常任理事国の義務に関する質問に対する答弁書

参議院議員阪正敏君提出自衛のための必要最小限度の武力で対処し得る脅威の規模に関する質問に対する答弁書

審査報告書

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、我が国の音楽文化の振興を図り、もって世界文化の進歩及び国際平和に寄与するため、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する国及び地方公共団体の施策の基本等を定めようとするものであり、妥当な措置と認められた。

二、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

三、音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成六年十一月十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原文兵衛殿

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、音楽文化が明るく豊かな国民生活の形成並びに国際相互理解及び国際文化交流の促進に大きく資することにかんがみ、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する施策の基本等について定めることにより、我が国の音楽文化の振興を図り、もって世界文化の進歩及び国際平和に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「音楽文化」とは、音楽の創作及び演奏、音楽の鑑賞その他の音楽に係る国民娯楽、音楽に係る文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活上の活動の活動をいう。

3 この法律において「学習環境」とは、音楽学習を行うために必要な施設(設備を含む。以下同じ。)等の物的条件、指導者、助言者等の人的条件その他円滑な音楽学習を行うための諸条件をいう。

(施策の方針)
第三条 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、

国民の間に行われる音楽に関する自発的な活動に協力しつつ、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその個性に応じて音楽学習を行うことができるような諸条件の体系的な整備に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、幼児、少年、高齢者、障害者等に対し、必要な配慮をするものとする。

(地方公共団体の事業)

第四条 地方公共団体は、地域における音楽文化の振興のため、地域の実情を踏まえ、その自主的な判断によりおおむね次の各号に掲げる学習環境の整備等の事業を行うよう努めるものとする。

一 音楽の演奏及び鑑賞に係る行事を主催すること。

二 音楽に係る社会教育のための講座を開設すること。

三 前二号に掲げるもののほか、音楽学習の機会の提供に必要必要な事業を行うこと。

四 当該地方公共団体の設置する学校の教育に支障のない限り、その学校の施設を音楽学習のための住民の利用に供すること。

五 音楽学習に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

六 音楽学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

七 音楽文化に関する調査研究を推進すること。

八 音楽を通じて国際文化交流事業を行うこと。

2 地方公共団体は、前項に規定する事業を行うに当たっては、我が国の伝統音楽及び地域の特徴ある音楽文化並びにこれらに関する音楽学習を振興するよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が第一項に規定する事業を行うに当たっては、必要な助言及び協力を

行うよう努めるものとする。

(民間団体の行う事業の振興)

第五条 国は、音楽文化及び音楽学習の振興に資する事業を行う民間団体に対し、照会及び相談に応じ、並びに助言を行うことにより、当該事業の振興に努めるものとする。

(顕彰)

第六条 国及び地方公共団体は、音楽文化及び音楽学習の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国際音楽の日)

第七条 国民の間には、広く音楽についての関心と理解を深め、積極的に音楽学習を行う意欲を高揚するとともに、国際連合教育科学文化機関憲章(昭和二十六年条約第四号)の精神にのっとり音楽を通じた国際相互理解の促進に資する活動が行われるようにするため、国際音楽の日を設ける。

2 国際音楽の日は、十月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、国際音楽の日の趣旨の普及に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成六年十一月十八日

政治改革に関する特別委員長 上野 雄文

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定

案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年十一月二日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
改正する法律案

第一条 公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の一部を次のように改正する。

目次の改正規定中「補欠選挙の特例」に「の下に」、「別表第二」を「別表第三」を加える。

第十三条第一項の改正規定中「別に法律」を「別表第一」に改める。

第十三条第二項の改正規定中「別表第一」に掲げるものを削る。

第十三条第三項の次に一項を加える改正規定中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第十三条に二項を加える改正規定のうち同条第五項中「第一項に規定する法律で定める選挙区」を「別表第一」に改め、同条の改正規定の次に次のように加える。

第十四条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第二の改正規定を削る。

別表第一の改正規定中「別表第一」を次のように改める。「別表第二」中「別表第二」を「別表第三」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加えるに、「別表第一」を「別表第二」に改める。

附則の改正規定の次に次のように加える。
別表第一を次のように改める。
別表第一(第十三条関係)

別表第一の改正規定中「別表第一」を次のように改める。「別表第二」中「別表第二」を「別表第三」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加えるに、「別表第一」を「別表第二」に改める。

附則の改正規定の次に次のように加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第十三条関係)

第一区
北海道

札幌市

中央区

南区

西区

第二区
札幌市

北区

東区

第三区
札幌市

白石区

豊平区

第四区
札幌市

手稲区

小樽市

第五区
後志支庁管内

札幌市

厚別区

江別市

千歳市

恵庭市

第六区
石狩支庁管内

旭川市

第七区
留萌市

稚内市
 士別市
 名寄市
 富良野市
 上川支庁管内
 留萌支庁管内
 宗谷支庁管内
 第八区
 函館市
 渡島支庁管内
 檜山支庁管内
 第九区
 室蘭市
 苫小牧市
 登別市
 伊達市
 胆振支庁管内
 日高支庁管内
 第十区
 夕張市
 岩見沢市
 美唄市
 芦別市
 赤平市
 三笠市
 滝川市
 砂川市
 歌志内市
 深川市
 空知支庁管内
 第十一区
 帯広市
 十勝支庁管内
 第十二区
 北見市
 網走市
 紋別市
 網走支庁管内

第十三区
 釧路市
 根室市
 釧路支庁管内
 根室支庁管内
 青森県
 第一区
 青森市
 五所川原市
 東津軽郡
 北津軽郡
 第二区
 十和田市
 三沢市
 むつ市
 上北郡
 下北郡
 第三区
 八戸市
 三戸郡
 第四区
 弘前市
 黒石市
 西津軽郡
 中津軽郡
 南津軽郡
 第一区
 岩手県
 盛岡市
 紫波郡
 第二区
 宮古市
 久慈市
 二戸市
 岩手郡
 下閉伊郡
 九戸郡
 二戸郡

第三区
 大船渡市
 遠野市
 一関市
 陸前高田市
 釜石市
 西磐井郡
 東磐井郡
 気仙郡
 上閉伊郡
 第四区
 水沢市
 花巻市
 江刺市
 北上市
 稗貫郡
 和賀郡
 胆沢郡
 宮城郡
 第一区
 仙台市
 青葉区
 太白区
 第二区
 仙台市
 宮城野区
 若林区
 第三区
 白石市
 名取市
 角田市
 岩沼市
 刈田郡
 柴田郡
 伊具郡
 亘理郡

第四区
 塩竈市
 古川市
 多賀城市
 宮城郡
 黒川郡
 加美郡
 志田郡
 第五区
 石巻市
 遠田郡
 桃生郡
 牡鹿郡
 第六区
 気仙沼市
 玉造郡
 栗原郡
 登米郡
 本吉郡
 秋田郡
 第一区
 秋田市
 男鹿市
 南秋田郡
 河辺郡
 第二区
 能代市
 大館市
 鹿角市
 鹿角郡
 北秋田郡
 山本郡
 第三区
 横手市
 本荘市
 湯沢市
 大曲市
 由利郡

仙北郡 平鹿郡 雄勝郡 山形県
第一区
山形市
上山郡
東村山郡
第二区
米沢市
寒河江市
長井市
南陽市
西村山郡
西川町
朝日町
大江町
東置賜郡
西置賜郡
第三区
新庄市
村山市
天童市
東根市
尾花沢市
西村山郡
河北町
北村山郡
最上郡
第四区
鶴岡市
酒田市
東田川郡
西田川郡
鮎川郡
福島県
第一区
福島市

原町市 相馬市 伊達郡 相馬郡 第二区
郡山市
二本松市
安達郡
第三区
白河市
須賀川市
岩瀬郡
西白河郡
東白河郡
石川郡
田村郡
第四区
会津若松市
喜多方市
南会津郡
北会津郡
耶麻郡
河沼郡
大沼郡
第五区
いわき市
双葉郡
茨城県
第一区
水戸市
下館市
下妻市
笠間市
東茨城郡
常陸北郡
桂村
御前山村
西茨城郡

七会村 岩瀬町 真壁郡 第二区
東茨城郡
茨城町
小川町
美野里町
内原町
大洗町
西茨城郡
友部町
岩間町
鹿島郡
行方郡
第三区
龍ヶ崎市
取手市
牛久市
稲敷郡
江戸崎町
美浦村
阿見町
新利根村
河内村
桜川村
東村
北相馬郡
第四区
那珂湊市
常陸太田市
勝田市
那珂郡
久慈郡
第五区
日立市
高萩市
北茨城市

多賀郡 第六区
土浦市
石岡市
つくば市
稲敷郡
茎崎町
新治郡
筑波郡
第七区
古河市
結城市
水海道市
岩井市
結城郡
猿島郡
栃木県
第一区
宇都宮市
河内郡
上三川町
南河内町
第二区
鹿沼市
日光市
今市市
河内郡
上河内町
河内町
上河内町
塩谷郡
上都賀郡
第三区
大田原市
矢板市
黒磯市
那須郡
第四区
小山市

官 報 (号 外)

真岡市 芳賀郡 下都賀郡 第五区 足利市 栃木市 佐野市 安蘇郡 群馬郡 第一区 前橋市 沼田市 勢多郡 利根郡 第二区 桐生市 伊勢崎市 佐波郡 新田郡 笠懸町 山田郡 第三区 太田市 館林市 新田郡 尾島町 新田町 邑楽郡 第四区 高崎市 藤岡市 多野郡 第五区 渋川市 富岡市 安中市 群馬郡

北群馬郡 甘楽郡 碓氷郡 吾妻郡 第一区 浦和市 蕨市 第二区 川口市 鳩ヶ谷市 第三区 草加市 越谷市 第四区 戸田市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 第五区 大宮市 与野市 第六区 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 北足立郡 第七区 川越市 富士見市 上福岡市 第八区 所沢市 入間郡 大井町 三芳町

第九区 飯能市 狭山市 入間市 日高市 入間郡 毛呂山町 越生町 名栗村 第十区 東松山市 坂戸市 鶴ヶ島市 比企郡 第十一区 秩父市 本庄市 深谷市 秩父郡 児玉郡 大里郡 江南町 岡部町 川本町 花園町 寄居町 第十二区 熊谷市 行田市 加須市 羽生市 大里市 大里村 妻沼町 北埼玉郡 第十三区 岩槻市 春日部市

久喜市 蓮田市 南埼玉郡 第十四区 八潮市 三郷市 幸手市 北葛飾郡 千葉市 第一区 千葉市 中央区 稲毛区 美浜区 第二区 千葉市 花見川区 習志野市 八千代市 第三区 千葉市 若葉区 緑区 市原市 第四区 船橋市 第五区 市川市 本庁管内 行徳支所管内 浦安市 第六区 市川市 第五区に属しない区域 松戸市 本庁管内 常盤平支所管内 六実支所管内

平成六年十一月二十一日 参議院會議録第八号 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

矢切支所管内	松戸市	野田市	流山市	東葛飾郡	第八区	柏市	我孫子市	東葛飾郡	沼南町	第九区	佐倉市	四街道市	八街市	印旛郡	第十区	銚子市	佐原市	成田市	八日市場市	旭市	香取郡	海上郡	第十一区	茂原市	東金市	勝浦市	山武郡	長生郡	夷隅郡						
東部支所管内	鎌ヶ谷市	第六区に属しない区域	安房郡	東京郡	第一区	千代田区	港区	新宿区	中央区	文京区	台東区	品川区	大田区	大田区嶺町特別出張所管内	大田区田園調布特別出張所管内	大田区鶴の木特別出張所管内	大田区久が原特別出張所管内(池上三丁目 に属する区域を除く。)	大田区雪谷特別出張所管内	大田区千束特別出張所管内	大田区矢口特別出張所管内(千鳥一丁目、 千鳥二丁目及び千鳥三丁目に属する区域に 限る。)	大島支庁管内	三宅支庁管内	八丈支庁管内	小笠原支庁管内	第四区	大田区	第三区に属しない区域								
第十二区	館山市	木更津市	鴨川市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	安房郡	東京郡	第一区	千代田区	港区	新宿区	中央区	文京区	台東区	品川区	大田区	大田区嶺町特別出張所管内	大田区田園調布特別出張所管内	大田区鶴の木特別出張所管内	大田区久が原特別出張所管内(池上三丁目 に属する区域を除く。)	大田区雪谷特別出張所管内	大田区千束特別出張所管内	大田区矢口特別出張所管内(千鳥一丁目、 千鳥二丁目及び千鳥三丁目に属する区域に 限る。)	大島支庁管内	三宅支庁管内	八丈支庁管内	小笠原支庁管内	第四区	大田区	第三区に属しない区域				
第五区	目黒区	世田谷区	世田谷区下馬出張所管内	世田谷区上馬出張所管内	世田谷区奥沢出張所管内	世田谷区九品仏出張所管内	世田谷区等々力出張所管内	世田谷区上野毛出張所管内	世田谷区用賀出張所管内	世田谷区深沢出張所管内	第六区	世田谷区	第五区に属しない区域	第七区	渋谷区	中野区	第八区	杉並区	第九区	練馬区	第一出張所管内	第三出張所管内	第四出張所管内	第五出張所管内	第六出張所管内	光が丘出張所管内	谷原出張所管内	石神井出張所管内	関出張所管内	上石神井出張所管内	大泉東出張所管内	大泉西出張所管内	大泉北出張所管内	第十区	豊島区
練馬区	第九区に属しない区域	第十一区	板橋区	第十二区	北区	足立区	入谷町、入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三 丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、入谷六丁 目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁 目、扇一丁目、扇二丁目、扇三丁目、興野 一丁目、興野二丁目、小台一丁目、小台二 丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、加賀血沼 町、北鹿浜町、江北一丁目、江北二丁目、江 北三丁目、江北四丁目、江北五丁目、江 北六丁目、江北七丁目、血沼一丁目、血沼 二丁目、血沼三丁目、鹿浜一丁目、鹿浜二 丁目、鹿浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁 目、鹿浜六丁目、鹿浜七丁目、鹿浜八丁 目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁 目、椿一丁目、椿二丁目、舎人町、舎人一 丁目、舎人二丁目、舎人三丁目、舎人四丁 目、舎人五丁目、舎人六丁目、西新井本町二 丁目、西新井本町三丁目、西新井本町四丁 目、西新井本町五丁目、堀之内一丁目、堀 之内二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、本 木町、本木西町、本木東町、本木南町、 本木一丁目、本木二丁目、谷在家二丁目、 谷在家三丁目	第十三区	足立区	第十二区に属しない区域	第十四区	墨田区	荒川区	第十五区	江東区																				

第十六区
江戸川区
本庁管内
江戸川区小松川事務所管内
江戸川区葛西事務所管内
江戸川区東部事務所管内
江戸川区鹿骨事務所管内
第十七区
葛飾区
江戸川区
第十六区に属しない区域
第十八区
武蔵野市
三鷹市
小金井市
第十九区
小平市
国分寺市
国立市
国無市
保谷市
第二十区
東村山市
東大和市
清瀬市
東久留米市
武蔵村山市
第二十一区
立川市
昭島市
日野市
第二十二区
府中市
調布市
狛江市
稲城市

第二十三区
町田市
多摩市
第二十四区
八王子市
第二十五区
青梅市
福生市
秋川市
羽村市
西多摩郡
神奈川県
第一区
横浜市
中区
磯子区
金沢区
第二区
横浜市
西区
南区
港南区
第三区
横浜市
鶴見区
神奈川県
第四区
横浜市
栄区
鎌倉市
逗子市
三浦郡
第五区
横浜市
戸塚区
泉区

第六区
瀬谷区
横浜市
保土ヶ谷区
旭区
第七区
横浜市
港北区
緑区
本庁管内
第八区
横浜市
緑区
第七区に属しない区域
川崎市
宮前区
第九区
川崎市
高津区
多摩区
麻生区
第十区
川崎市
川崎区
幸区
中原区
第十一区
横須賀市
三浦市
第十二区
藤沢市
第十三区
高座郡
大和市
海老名市
座間市

綾瀬市
第十四区
相模原市
第十五区
平塚市
茅ヶ崎市
中郡
第十六区
厚木市
伊勢原市
愛甲郡
津久井郡
第十七区
小田原市
秦野市
南足柄市
足柄上郡
足柄下郡
新潟県
第一区
新潟市
第二区
柏崎市
燕市
両津市
西蒲原郡
三島郡
刈羽郡
佐渡郡
第三区
新発田市
村上市
五泉市
豊栄市
北蒲原郡
中蒲原郡
村松町

東蒲原郡	岩船郡	第四区	三条市	新津市	加茂市	見附市	栃尾市	白根市	中蒲原郡	小須戸町	横越村	亀田町	南蒲原郡	第五区	長岡市	小千谷市	古志郡	北魚沼郡	南魚沼郡	第六区	上越市	十日町市	糸魚川市	新井市	中魚沼郡	東頸城郡	中頸城郡	西頸城郡	富山県	第一区	富山市
魚津市	滑川市	黒部市	上新川郡	中新川郡	下新川郡	婦負郡	第三区	高岡市	新湊市	氷見市	砺波市	小矢部市	射水郡	東礪波郡	西礪波郡	石川県	第一区	金沢市	第二区	小松市	加賀市	松任市	江沼郡	能美郡	石川郡	第三区	七尾市	輪島市	珠洲市	羽咋市	
河北郡	羽咋郡	鹿島郡	鳳至郡	珠洲郡	福井県	第一区	福井市	足羽郡	吉田郡	第二区	大野市	勝山市	鯖江市	大野郡	坂井郡	今立郡	敦賀市	武生市	小浜市	南条郡	丹生郡	三方郡	遠敷郡	大飯郡	山梨県	第一区	甲府市	塩山市	山梨市	東山梨郡	
富士吉田市	都留市	大月市	東八代郡	西八代郡	南都留郡	北都留郡	第三区	韭崎市	南巨摩郡	中巨摩郡	北巨摩郡	長野県	第一区	長野市	須坂市	中野市	飯山市	上高井郡	下高井郡	下水内郡	第二区	松本市	大町市	東筑摩郡	南安曇郡	北安曇郡	更級郡	大岡村	上水内郡		

第三区
上田市
小諸市
更埴市
佐久市
南佐久郡
北佐久郡
小県郡
更級郡
上山田町
埴科郡
第四区
岡谷市
諏訪市
茅野市
塩尻市
諏訪郡
木曽郡
第五区
飯田市
伊那市
駒ヶ根市
上伊那郡
下伊那郡
岐阜県
第一区
岐阜市
第二区
大垣市
海津郡
養老郡
不破郡

安八郡
揖斐郡
第三区
関市
美濃市
羽島市
各務原市
羽島郡
本巣郡
山県郡
武儀郡
第四区
高山市
美濃加茂市
可児市
郡上郡
加茂郡
可児郡
益田郡
大野郡
吉城郡
第五区
多治見市
中津川市
瑞浪市
恵那市
土岐市
土岐郡
恵那郡
静岡県
第一区
静岡市

第二区
島田市
焼津市
藤枝市
志太郡
榛原郡
第三区
磐田市
掛川市
袋井市
小笠郡
周智郡
磐田郡
浅羽町
福田町
竜洋町
豊田町
豊岡村
第四区
清水市
庵原郡
第五区
富士宮市
富士市
富士郡
第六区
沼津市
御殿場市
裾野市
駿東郡
第七区
熱海市

三島市
伊東市
下田市
賀茂郡
田方郡
第八区
浜松市
相生町、葵町、葵東一丁目、葵東二丁目、
青屋町、浅田町、旭町、小豆餅一丁目、小
豆餅二丁目、小豆餅三丁目、小豆餅四丁
目、有玉北町、有玉西町、有玉南町、安新
町、安間町、飯田町、池町、石原町、泉
町、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、泉四
丁目、板屋町、市野町、植松町、瓜内町、
江之島町、海老塚町、海老塚一丁目、海老
塚二丁目、遠州浜一丁目、遠州浜二丁目、
遠州浜三丁目、遠州浜四丁目、老間町、大
蒲町、大島町、大瀬町、大塚町、大柳町、
御本町、尾張町、恩地町、笠井町、笠井上
町、笠井新田町、鍛冶町、春日町、金折
町、上浅田一丁目、上浅田二丁目、上新屋
町、上石田町、上島一丁目、上島二丁目、
上島三丁目、上島四丁目、上島五丁目、上
島六丁目、上島七丁目、神田町、上西町、
鴨江町、鴨江一丁目、鴨江二丁目、鴨江三
丁目、鴨江四丁目、河輪町、北島町、北田
町、北寺島町、木戸町、貴平町、国吉町、
倉松町、元目町、小池町、神立町、紺屋
町、御給町、小沢渡町、子安町、材木町、
幸一丁目、幸二丁目、幸三丁目、幸四丁
目、幸五丁目、栄町、肴町、篠ヶ瀬町、佐
藤町、佐鳴台一丁目、佐鳴台二丁目、佐鳴

台三丁目、佐鳴台四丁目、佐鳴台五丁目、佐鳴台六丁目、参野町、三新町、三和町、塩町、鹿谷町、蜷塚一丁目、蜷塚二丁目、蜷塚三丁目、蜷塚四丁目、十軒町、四本松町、下飯田町、下池川町、下石田町、下江町、将監町、常光町、城北一丁目、城北二丁目、城北三丁目、白鳥町、白羽町、新貝町、新津町、新町、神明町、菅原町、助信町、頭陀寺町、砂山町、住吉一丁目、住吉二丁目、住吉三丁目、住吉四丁目、住吉五丁目、西伝寺町、積志町、早出町、田町、大工町、高町、高丘町、高林町、高林一丁目、高林二丁目、高林三丁目、高林四丁目、高林五丁目、田尻町、立野町、千歳町、堤町、恒武町、都盛町、鶴見町、寺島町、寺脇町、天神町、天王町、伝馬町、天龍川町、利町、常盤町、富塚町、富屋町、富吉町、豊西町、中郡町、中里町、中沢町、中島町、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、中島四丁目、中田町、長田町、中田島町、長鶴町、中野町、中山町、茄子町、名塚町、平田町、成子町、西町、西浅田一丁目、西浅田二丁目、西伊場町、西ヶ崎町、西島町、西塚町、新橋町、布橋一丁目、布橋二丁目、布橋三丁目、岸野町、野口町、法枝町、萩丘一丁目、萩丘二丁目、萩丘三丁目、萩丘四丁目、萩丘五丁目、旅籠町、八幡町、早馬町、原島町、半田町、東町、東伊場一丁目、東伊場二丁目、東田町、曳馬町、曳馬一丁目、曳馬二丁目、曳馬三丁目、曳馬四丁目、曳馬五丁目、曳馬六丁目、広沢一丁目、広沢二丁目、広沢三

丁目、福島町、福塚町、船越町、文丘町、古川町、芳川町、細島町、本郷町、馬込町、松江町、松小池町、松島町、松城町、丸塚町、三組町、三島町、南浅田一丁目、南浅田二丁目、南伊場町、宮竹町、向宿一丁目、向宿二丁目、向宿三丁目、元魚町、元城町、元浜町、森田町、葉師町、葉新町、安松町、山下町、山手町、豊町、楊子町、米津町、龍光町、龍禅寺町、流通元町、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、連尺町、和合町、和地山一丁目、和地山二丁目、和地山三丁目、和田町、渡瀬町

第九区
浜松市
第八区に属しない区域
天竜市
浜北市
湖西市
磐田郡
龍山村
佐久間町
水窪町
浜名郡
引佐郡
愛知県
第一区
名古屋市中区
北区
東区
南区
西区

第二区
名古屋市中区
千種区
守山区
名東区
第三区
名古屋市中区
昭和区
緑区
矢白区
第四区
名古屋市中区
瑞穂区
南区
第五区
名古屋市中区
中村区
熱田区
中川区
第六区
春日井市
小牧市
西春日井郡
第七区
瀬戸市
大府市
尾張旭市
豊明市
愛知郡
第八区
半田市

第九区
津島市
尾西市
稲沢市
中島郡
海部郡
第十区
一宮市
犬山市
江南市
岩倉市
丹羽郡
葉栗郡
第十一区
豊田市
西加茂郡
東加茂郡
第十二区
岡崎市
西尾市
幡豆郡
額田郡
第十三区
碧南市
刈谷市
安城市
知立市
高浜市

第十四区	豊川市	蒲郡市	新城市	北設楽郡	南設楽郡	宝飯郡	第十五区	豊橋市	渥美郡	三重県	第一区	津市	上野市	名張市	安芸郡	阿山郡	名賀郡	第二区	四日市市	四日市市常磐地区市民センター管内	四日市市日永地区市民センター管内	四日市市四郷地区市民センター管内	四日市市内部地区市民センター管内	四日市市塩浜地区市民センター管内	四日市市小山田地区市民センター管内	四日市市川島地区市民センター管内	四日市市桜地区市民センター管内	四日市市河原田地区市民センター管内	四日市市水沢地区市民センター管内	四日市市中部地区市民センター管内	鈴鹿市
龜山市	三重郡	鈴鹿郡	第三区	四日市市	第二区に属しない区域	桑名市	桑名郡	員弁郡	三重郡	菰野町	朝日町	川越町	第四区	松阪市	久居市	一志郡	飯南郡	多気郡	第五区	伊勢市	尾鷲市	鳥羽市	熊野市	度会郡	志摩郡	北牟婁郡	南牟婁郡	滋賀県	第一区	大津市	
滋賀郡	高島郡	第二区	彦根市	長浜市	近江八幡市	八日市市	蒲生郡	神崎郡	愛知郡	犬上郡	坂田郡	東浅井郡	伊香郡	第三区	草津市	守山市	栗太郡	野洲郡	甲賀郡	京都府	第一区	京都市	北区	上京区	中京区	下京区	南区	第二区	京都市	左京区	東山区
山科区	第三区	京都市	伏見区	向日市	長岡京市	乙訓郡	第四区	京都市	右京区	西京区	亀岡市	北桑田郡	船井郡	第五区	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市	天田郡	加佐郡	与謝郡	中野郡	竹野郡	熊野郡	第六区	宇治市	城陽市	八幡市	久世郡	綴喜郡	相楽郡

平成六年十一月二十一日 参議院会議録第八号 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

大阪府									
第一区									
大阪市	中央区	西区	港区	天王寺区	浪速区	生野区	第二区	大阪市	阿倍野区
東住吉区	平野区	第三区	大阪市	大正区	住之江区	住吉区	西成区	第四区	大阪市
北区	都島区	福島区	東成区	城東区	第五区	大阪市	此花区	西淀川区	淀川区
第六区									
東淀川区	大阪市	旭区	鶴見区	守口市	門真市	第七区	吹田市	摂津市	第八区
豊中市	第九区	池田市	茨木市	箕面市	豊能郡	第十区	高槻市	三島郡	第十一区
枚方市	交野市	第十二区	寝屋川市	大東市	四條畷市	第十三区	東大阪市	第十四区	八尾市
柏原市									
羽曳野市									
藤井寺市									
第十五区									
富田林市	河内長野市	松原市	大阪狭山市	南河内郡	第十六区	堺市	本庁管内	神石出張所管内	百舌鳥出張所管内
金岡出張所管内	五ヶ荘出張所管内	北八下出張所管内	南八下出張所管内	日置荘出張所管内	登美丘出張所管内	新金岡出張所管内	第十七区	堺市	第十六区に属しない区域
第十八区									
岸和田市	泉大津市	和泉市	高石市	泉北郡	第十九区	貝塚市	泉佐野市		
泉南市									
阪南市									
泉南郡									
兵庫県									
第一区									
神戸市	東灘区	灘区	中央区	第二区	神戸市	兵庫区	北区	長田区	第三区
神戸市	須磨区	垂水区	第四区	神戸市	西区	三木市	小野市	加西市	美穂郡
加東郡	多可郡	第五区	豊岡市	三田市	川辺郡				

城崎郡 出石郡 美方郡 養父郡 朝来郡 水上郡 多紀郡
第六区
伊丹市 宝塚市 川西市
第七区
西宮市 芦屋市
第八区
尼崎市
第九区
明石市 洲本市 津名郡 三原郡
第十区
加古川市 高砂市 加古郡
第十一区
姫路市
第十二区
相生市 龍野市 赤穂市 飾磨郡

神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡 穴栗郡 奈良郡
第一区
奈良市 添上郡
第二区
大和郡山市 天理市 生駒市 山辺郡 生駒郡
第三区
大和高田市 御所市 香芝市 磯城郡 北葛城郡
第四区
橿原市 桜井市 五條市 宇陀郡 高市郡 吉野郡
和歌山県
第一区
和歌山市

第二区
海南市 橋本市 海草郡 那賀郡 伊都郡
第三区
有田市 御坊市 田辺市 新宮市 有田郡 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡 鳥取県
第一区
鳥取市 倉吉市 岩美郡 八頭郡 気高郡 東伯郡 羽合町 泊村 東郷町 三朝町 関金町
第二区
米子市 境港市 東伯郡

北条町 大栄町 東伯町 赤碕町 西伯郡 日野郡 島根県
第一区
松江市 安来市 八束郡 鹿島町 島根町 美保関町 東出雲町 八雲村 八束町 能義郡 隠岐郡
第二区
出雲市 平田市 八束郡 玉湯町 宍道町 仁多郡 大原郡 飯石郡 簸川郡
第三区
浜田市 益田市

大田市	田町二丁目、北方二丁目、北方二丁目、	島京町二丁目、津島京町三丁目、津島桑	二丁目、東古松三丁目、東古松四丁目、
江津市	北方三丁目、北方四丁目、北長瀬、北長	の木町、津島笹が瀬、津島中一丁目、津	東古松五丁目、東古松南町、日吉町、平
通摩郡	瀬表町一丁目、北長瀬本町、京橋町、京	島中二丁目、津島中三丁目、津島新野一	田、平福一丁目、平福二丁目、広瀬町、
邑智郡	橋南町、京町、京山二丁目、京山二丁	丁目、津島新野二丁目、津島西坂一丁	福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、
那賀郡	目、久米、桑田町、厚生町一丁目、厚生	目、津島西坂二丁目、津島西坂三丁目、	福島四丁目、福田、福富中一丁目、福富
美濃郡	町二丁目、厚生町三丁目、岡南町一丁	目、津島東一丁目、津島東二丁目、津島東三	中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁
鹿足郡	目、岡南町二丁目、高野尻、国体町、寿	丁目、津島東四丁目、津島福居一丁目、	目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富
岡山県	町、幸町、鹿田町一丁目、鹿田町二丁	津島福居二丁目、津島本町、津島南一丁	東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福
岡山市	目、鹿田本町、市場一丁目、市場二丁	目、津島南二丁目、天神町、問屋町、十	成三丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、
本庁管内	目、島田本町二丁目、島田本町二丁目、	日市中町、十日市西町、十日市東町、当	二日市町、舟橋町、兵団、平和町、法界
第一区	下石井一丁目、下石井二丁目、下伊福一	新田、磨屋町、富田、富浜町、富町一丁	院、奉還町一丁目、奉還町二丁目、奉還
岡山市	丁目、下伊福二丁目、下伊福上町、下伊	目、富町二丁目、豊成、豊成一丁目、豊	町三丁目、奉還町四丁目、本町、松浜
本庁管内	福西町、下伊福本町、下内田町、下中	成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、富田町	町、丸の内一丁目、丸の内二丁目、万成
葵町、青江、あけぼの町、旭本町、旭	野、下牧、宿、宿本町、昭和町、白石、	一丁目、富田町二丁目、中井町一丁目、	西町、万成東町、万倍、三門中町、三門
町、天瀬、天瀬南町、石関町、伊島北	白石西新町、白石東新町、新福一丁目、	中井町二丁目、中山下一丁目、中山下二	西町、三門東町、南方一丁目、南方二丁
町、伊島町一丁目、伊島町二丁目、伊島	新福二丁目、新保、新道、新屋敷町一丁	丁目、中島田町二丁目、中島田町二丁	目、南方三丁目、南方四丁目、南方五丁
町三丁目、出石町一丁目、出石町二丁	目、新屋敷町二丁目、新屋敷町三丁目、	目、中仙道、中牧、七日市西町、七日市	目、南中央町、三野、三野一丁目、三野
目、泉田、いずみ町、伊福町一丁目、伊	洲崎一丁目、洲崎二丁目、洲崎三丁目、	東町、並木町一丁目、並木町二丁目、南	二丁目、三野三丁目、三野本町、三浜町
福町二丁目、伊福町三丁目、伊福町四丁	清輝橋一丁目、清輝橋二丁目、清輝橋三	輝一丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西	一丁目、三浜町二丁目、矢坂西町、矢坂
目、今一丁目、今二丁目、今三丁目、今	丁目、清輝橋四丁目、清輝本町、清心	市、錦町、西崎一丁目、西崎二丁目、西	東町、矢坂本町、柳町一丁目、柳町二丁
四丁目、今五丁目、今六丁目、今七丁	町、船頭町、大安寺中町、大安寺西町、	崎本町、西島田町、西長瀬、西之町、西	目、山科町、大和町一丁目、大和町二丁
目、今八丁目、今保、今村、岩井一丁	大安寺東町、大安寺南町一丁目、大安寺	野山町、西古松、西古松一丁目、西古松	目、弓之町、米倉、理大町、若葉町
目、岩井二丁目、岩井宮裏、岩田町、内	南町二丁目、大寺町、大供一丁目、大供	二丁目、西古松西町、野田一丁目、野田	
山下二丁目、内山下二丁目、浦安西町、	二丁目、大供三丁目、大供表町、大供本	五丁目、野田屋町一丁目、野田屋町二丁	
浦安本町、浦安南町、駅前町一丁目、駅	町、高柳西町、高柳東町、立川町、辰	目、野殿西町、野殿東町、畑結、花尻、	
前町二丁目、駅元町、絵図町、大元一丁	巳、田中、谷万成一丁目、谷万成一丁	花尻あかね町、花尻ききょう町、花尻み	
目、大元二丁目、大元駅前、大元上町、	目、玉柏、田町一丁目、田町二丁目、築	どり町、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野	
岡町、奥田、奥田一丁目、奥田二丁目、	港米町、築港新町一丁目、築港新町二丁	三丁目、浜野四丁目、原、蕃山町、半田	
奥田西町、奥田本町、奥田南町、御舟入	目、築港ひかり町、築港緑町一丁目、築	町、番町一丁目、番町二丁目、東島田町	
町、表町一丁目、表町二丁目、表町三丁	港緑町二丁目、築港緑町三丁目、築港元	一丁目、東島田町二丁目、東中央町、東	
目、海岸通一丁目、海岸通二丁目、学南	町、千鳥町、中央町、津倉町一丁目、津	野山町、東古松、東古松一丁目、東古松	
町一丁目、学南町二丁目、学南町三丁	倉町二丁目、津島、津島京町一丁目、津		
目、春日町、金山寺、上中野一丁目、上			
中野二丁目、関西町、神田町一丁目、神			

御津郡

官 報 (号 外)

第二区
岡山市
第一区に属しない区域
玉野市
邑久郡
児島郡
第三区
津山市
備前市
赤磐郡
和気郡
真庭郡
苫田郡
勝田郡
英田郡
久米郡
第四区
倉敷市
都窪郡
早島町
第五区
笠岡市
井原市
総社市
高梁市
新見市
都窪郡
山手村
清音村
浅口郡
小田郡
後月郡

吉備郡
上房郡
川上郡
阿哲郡
第一区
広島市
中区
東区
南区
第二区
広島市
西区
佐伯区
大竹市
廿日市
佐伯郡
第三区
広島市
安佐南区
安佐北区
山県郡
高田郡
第四区
広島市
安芸区
東広島市
安芸郡
府中町
海田町
熊野町
坂町

賀茂郡
第五区
呉市
竹原市
安芸郡
江田島町
音戸町
倉橋町
下蒲刈町
蒲刈町
豊田郡
第六区
三原市
尾道市
因島市
府中市
三次市
庄原市
御調郡
世羅郡
神石郡
甲奴郡
双三郡
比婆郡
第七区
福山市
沼隈郡
深安郡
芦品郡
山口市
第一区
山口市

徳山市
防府市
新南陽市
都濃郡
佐波郡
吉敷郡
第二区
下松市
岩国市
光市
柳井市
大島郡
玖珂郡
熊毛郡
第三区
宇部市
萩市
小野田市
美弥市
厚狭郡
美弥郡
阿武郡
第四区
下関市
長門市
豊浦郡
大津郡
徳島市
第一区
徳島市
名東郡
板野郡

香川郡	木田郡	大川郡	坂出市	第二区	直島町	香川郡	小豆郡	高松市	第一区	香川	麻植郡	海部郡	那賀郡	名西郡	勝浦郡	阿南市	小松島市	第三区	三好郡	美馬郡	阿波郡	土成町	吉野町	上板町	板野町	藍住町	北島町	板野郡	鳴門市	第二区	松茂町	
八幡浜市	宇和島市	第四区	周桑郡	宇摩郡	東予市	伊予三島市	川之江市	西條市	新居浜市	第三区	伊予郡	上浮穴郡	温泉郡	越智郡	北条市	伊予市	今治市	第二区	松山市	第一区	愛媛郡	三豊郡	仲多度郡	観音寺市	善通寺市	丸亀市	第三区	綾歌郡	香南町	香川町	塩江町	
吾川郡	土佐郡	長岡郡	香美郡	安芸郡	南国市	安芸市	室戸市	第一区に属しない区域	高知市	第二区	高知市長浜支所管内	高知市御畳瀬支所管内	高知市浦戸支所管内	高知市三里支所管内	高知市五台山支所管内	高知市布師田支所管内	高知市一宮支所管内	高知市鴨田支所管内	高知市朝倉支所管内	高知市秦支所管内	高知市初月支所管内	本庁管内	高知市	第一区	高知郡	南宇和郡	北宇和郡	東宇和郡	西宇和郡	喜多郡	大洲市	
宗像市	第四区	糸島郡	前原市	西区	早良区	福岡市	城南区	第三区	中央区	福岡市	第二区	博多区	東区	福岡市	第一区	福岡郡	幡多郡	高岡郡	吾川村	池川町	吾川郡	土佐清水市	宿毛市	中村市	須崎市	土佐市	第三区	吾北村	春野町	伊野町		

糟屋郡 宗像郡
第五区
甘木市
筑紫野市
春日市
大野城市
太宰府市
筑紫郡
朝倉郡
第六区
久留米市
大川市
小郡市
浮羽郡
三井郡
三潞郡
第七区
大牟田市
柳川市
八女市
筑後市
八女郡
山門郡
三池郡
第八区
直方市
飯塚市
山田市
中間市
遠賀郡
鞍手郡

嘉穂郡
第九区
北九州市
若松区
八幡東区
八幡西区
戸畑区
第十区
北九州市
門司区
小倉北区
小倉南区
第十一区
田川市
行橋市
豊前市
田川郡
京都郡
築上郡
佐賀県
第一区
佐賀市
鳥栖市
神埼郡
三養基郡
第二区
多久市
鹿島市
佐賀郡
小城市
杵島郡
北方町

大町町
江北町
白石町
福富町
有明町
藤津郡
第三区
唐津市
伊万里市
武雄市
東松浦郡
西松浦郡
杵島郡
山内町
長崎県
第一区
長崎市
西彼杵郡
香焼町
伊王島町
高島町
野母崎町
三和町
島原市
諫早市
西彼杵郡
多良見町
長与町
時津町
琴海町
西彼町

西海町
大島町
崎戸町
大瀬戸町
外海町
北高来郡
南高来郡
第三区
大村市
福江市
東彼杵郡
南松浦郡
杵岐郡
下県郡
上県郡
第四区
佐世保市
平戸市
松浦市
北松浦郡
熊本県
第一区
熊本市
細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目、細工町五丁目、小沢町、板屋町、西唐人町、魚屋町一丁目、魚屋町二丁目、魚屋町三丁目、川端町、西阿弥陀寺町、古大工町、呉服町一丁目、呉服町二丁目、呉服町三丁目、万町一丁目、万町二丁目、米屋町一丁目、米屋町二丁目、米屋町三丁目、中唐人町、古桶屋町、紺屋阿弥陀寺町、東阿弥陀寺町、鍛冶屋町、紺

屋町一丁目、紺屋町二丁目、紺屋町三丁目、船場町下一丁目、船場町二丁目、船場町三丁目、横紺屋町、古川町、河原町、上鍛冶屋町、松原町、慶徳堀町、山崎町、練兵町、通町、新鍛冶屋町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、内坪井町、坪井一丁目、坪井二丁目、坪井三丁目、坪井四丁目、坪井五丁目、坪井六丁目、本丸、二の丸、古京町、古城町、千葉城町、宮内、妙体寺町、葉園町、京町一丁目、京町二丁目、京町本丁、出町、西子飼町、東子飼町、井川淵町、北千反畑町、南千反畑町、南坪井町、上林町、草葉町、城東町、上通町、水道町、手取本町、安政町、中央街、花畑町、下通一丁目、下通二丁目、桜町、辛島町、新市街、紺屋今町、黒髪町大字坪井、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、新屋敷三丁目、大江一丁目、大江二丁目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江六丁目、画図町大字上無田、画図町大字下無田、画図町大字所島、画図町大字下江津、画図町大字重富、健軍町、新大江一丁目、新大江二丁目、新大江三丁目、大江本町、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、岡田町、菅原町、九品寺一丁目、九品寺二丁目、九品寺三丁目、九品寺四丁目、九品寺五丁目、九品寺六丁目、清水町大字松崎、清水町大字龜井、清水町大字万石、清水町大字麻生田、清水町大字室園、清水町大字兔谷、清水町大字楡木、清水町大字新地、清水町大字山室、清水町大字打越、清水町大字大窪、秋津町沼山津、秋津

町秋田、秋津新町、昭和町、保田窪本町、栄町、南町、東本町、龍田町弓削、龍田町上立田、龍田町陳内、西原一丁目、西原二丁目、西原三丁目、壺川一丁目、壺川二丁目、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、段山本町、楠一丁目、楠二丁目、楠三丁目、楠四丁目、楠五丁目、楠六丁目、楠七丁目、楠八丁目、東野一丁目、東野二丁目、東野三丁目、東野四丁目、水前寺一丁目、水前寺二丁目、水前寺三丁目、水前寺四丁目、水前寺五丁目、水前寺六丁目、水前寺公園、神水一丁目、神水二丁目、上京塚町、京塚本町、小山町、戸島町、長嶺町、御領町、平山町、鹿嶋瀬町、弓削町、石原町、中江町、吉原町、上南部町、下南部町、子飼本町、室園町、黒髪一丁目、黒髪二丁目、黒髪三丁目、黒髪四丁目、黒髪五丁目、黒髪六丁目、黒髪七丁目、黒髪八丁目、上水前寺一丁目、上水前寺二丁目、国府一丁目、国府二丁目、国府三丁目、国府四丁目、国府本町、出水一丁目、出水二丁目、出水三丁目、出水四丁目、出水五丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八丁目、江津一丁目、江津二丁目、武蔵ヶ丘一丁目、武蔵ヶ丘二丁目、武蔵ヶ丘三丁目、武蔵ヶ丘四丁目、武蔵ヶ丘五丁目、武蔵ヶ丘六丁目、武蔵ヶ丘七丁目、武蔵ヶ丘八丁目、武蔵ヶ丘九丁目、神水本町、湖東一丁目、湖東二丁目、湖東三丁目、新生一丁目、新生二丁目、水源一丁目、水源二丁目、広木町、若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、若葉四丁目、若葉

五丁目、若葉六丁目、花立一丁目、花立二丁目、花立三丁目、花立四丁目、花立五丁目、花立六丁目、沼山津一丁目、沼山津二丁目、沼山津三丁目、沼山津四丁目、穂田町、津浦町、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、池亀町、島崎一丁目、尾ノ上一丁目、尾ノ上二丁目、尾ノ上三丁目、尾ノ上四丁目、錦ヶ丘、健軍一丁目、健軍二丁目、健軍三丁目、健軍四丁目、健軍五丁目、清水本町、清水亀井町、清水東町、八景水谷一丁目、八景水谷二丁目、八景水谷三丁目、帶山一丁目、帶山二丁目、帶山三丁目、帶山四丁目、帶山五丁目、帶山六丁目、帶山七丁目、保田窪一丁目、保田窪二丁目、保田窪三丁目、保田窪四丁目、保田窪五丁目、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、桜木四丁目、桜木五丁目、渡鹿三丁目、渡鹿四丁目、渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、渡鹿七丁目、渡鹿八丁目、渡鹿九丁目、健軍本町、打越町、高平一丁目、高平二丁目、高平三丁目、秋津一丁目、秋津二丁目、秋津三丁目、鹿子木町、楠野町、明德町、小糸山町、改寄町、大鳥居町、梶尾町、鶴羽田町、飛田町、四方寄町、西梶尾町、徳王町、釜尾町、貢町、和泉町、立福寺町、太郎迫町、万楽寺町、北迫町、硯川町、下硯川町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、山ノ神一丁目、山ノ神二丁目、榎町、佐土原一丁目、佐土原二丁目、佐土原三丁目、新南部一丁目、新南部二丁目、新南部

三丁目、新南部四丁目、新南部五丁目、新南部六丁目、下南部一丁目、下南部二丁目、下南部三丁目、御領一丁目、八反田一丁目、八反田二丁目、東京塚町、三郎一丁目、三郎二丁目、新外一丁目、月出一丁目、月出二丁目、清水万石一丁目、清水万石二丁目、清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水万石五丁目、乗越ヶ丘

第二区
熊本市
第一区に属しない区域
荒尾市
玉名市
玉名郡
第三区
山鹿市
菊池市
鹿本郡
菊池郡
阿蘇郡
第四区
本渡市
牛深市
宇土市
宇土郡
下益城郡
上益城郡
天草郡
第五区
八代市
人吉市
水俣市

八代郡	芦北郡	球磨郡	大分県	第一区	大分市	本庁管内	鶴崎支所管内	大南支所管内	植田支所管内	明野出張所管	第二区	大分市	第一区に属し	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	北海部郡	南海部郡	大野郡	直入郡	第三区	別府市	日田市	大分郡	玖珠郡	日田郡	第四区	中津市	豊後高田市	杵築市
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	--------	--------	--------	--------	-----	-----	--------	-----	-----	------	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

宇佐市	西国東郡	東国東郡	速見郡	下毛郡	宇佐郡	宮崎県	第一区	宮崎市	宮崎郡	東諸県郡	第二区	延岡市	日向市	西都市	児湯郡	東臼杵郡	西臼杵郡	第三区	都城市	日南市	小林市	串間市	えびの市	南那珂郡	北諸県郡	西諸県郡	鹿児島県	第一区	鹿児島市	本庁管内	伊敷支所管内
-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	-----	------	------	--------

東松島支所管内
吉野出張所管内

第二区
鹿兒島郡
鹿兒島市
第一区に属しない区域

第三区
大島郡
大島市
大島町
大島村
大島支所管内

第四区
薩摩郡
薩摩市
薩摩町
薩摩村
薩摩支所管内

第五区
阿久根市
出水市
大口市
国分市
出水郡
伊佐郡
始良郡
鹿屋市
西之表市
垂水市
曾於郡
肝属郡

熊毛郡	沖繩県	第一区	那覇市	平良市	石垣市	宮古郡	八重山郡	第二区	宜野湾市	浦添市	糸満市	中頭郡	西原町	島尻郡	豊見城村	東風平町	具志頭村	玉城村	知念村	佐敷町	与那原町	大里村	南風原町	仲里村	具志川村	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------

一、公職選挙法違反の取締りについては、今回の連座制の強化に伴い、その影響が一層広い範囲に及ぶこととなることにかんがみ、従来に増して厳正公平を旨としてこれに当たるとともに、国民の選挙運動への自発的参加を損なうことのないよう十分留意すること。

右決議する。

第六十八條第一項第三号中「若しくは第二百五十一條の二を」、第二百五十一條の二に、「の規定により」を「若しくは第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）の規定により」に改め、同条第三項第二号中「若しくは第二百五十一條の二を」、第二百五十一條の二若しくは第二百五十一條の三に改める。

第八十六条第五項第四号中「又は第二百五十一
条の二」を、「第二百五十一條の二」に、「の規定に
より」を「又は第二百五十一條の三（組織的選挙運
動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であ
つた者の立候補の禁止）の規定により」に改め、同
条第七項及び第九項第三号中「又は第二百五十一
条の二」を、「第二百五十一條の二又は第二百五十
一條の三」に改める。

第八十六條の第四項中「又は第二百五十一條の二」を、「第二百五十一條の二」に、「の規定により」を「又は第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）の規定により」に改め、同条第九項中「又は第二百五十一條の二を、第二百五十一條の二又は第二百五十一條の三」に改める。

第八十六條の八第二項中「掲げる者」の下に「又は第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」を加へ、「同条」を「これらの条」に改める。

第九十七条の二第一項中「第二百五十一条（当選人の選挙犯罪による当選無効）」の下に、「第二百

五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効)若しくは第二百五十一條の三(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効)を加え、同条第三項中「同項中」の下に「第二百五十一條(当選人の選挙犯罪による当選無効)、第二百五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効)若しくは第二百五十一條の三(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効)」とあるのは「第二百五十一條(当選人の選挙犯罪による当選無効)」と「」を加える。

第九十八條第一項中「第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）」の下に「若しくは第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）」を加え、「同条第一項各号に掲げる者」を「第二百五十一條の二第一項各号に掲げる者若しくは第二百五十一條の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」に改め、同項に後段として次のように加える。

衆議院名簿登載者で当選人とならなかつたものが、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙と同時に行われた衆議院(小選挙区選出)議員の選挙に係る第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者又は第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等の選挙に関する犯罪によつて当該衆議院(小選挙区選出)議員の選挙に係る選挙区において行われる当該衆議院(小選挙区選出)議員の選

挙において公職の候補者となり又は公職の候補者であることができない者となつたときも、また同様とする。

第二百一十條第一項中「又は当該公職の候補者」を「若しくは」、当該公職の候補者」に、「若しくは」を「若しくは」に改め、「できないこととならないこと」の「は」に改め、
「又は当該公職の候補者であつた者で衆議院議員又は小選挙区選出議員の選挙における候補者であつたもの」とあるものを当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における当選が無効とならないことを加え、同項ただし書中「当該当選人

「これを」を「当該選人に」、「又は」を「若しくは」に改め、「あつたとき」の下に「又は当該公職の候補者であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが当該選挙と同時に」行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙において当該選人に係る第百一条の（第二項（当該選人決定の告示）の規定による告示があつたとき）を加え、同条第二項中「当該選

八」を「当該当選人」に、「又は第百一条の第三第二項」を「若しくは第百一条の第三第二項」に改め、「あつたとき」の下に「又は当該公職の候補者であつた」とき」の下に「又は当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが当該選挙と同時に行使された衆議院（比例代表選出）議員の選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第百一条の第二第二項の規定による告示があつたとき」を加える。

第二百一十一條第一項中「掲げる者」の下に「又は
第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の
選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選
無効及び立候補の禁止）第一項に規定する組織的
選挙運動管理者等」を、「第二百五十一條の二第

項」の下に「又は第二百五十一条の第三項」を加え、「又は当該公職の候補者等」を「当該公職の候補者等」に、「若しくは」を「若しくはに」、「できない」を「できず、又は当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものの当該選挙と同時に行われたた衆議院比例代表選出）議員の選挙における当選が無効である」に改め、同項ただし書中、「当該当選人に」を「当該当選人にに」、「又は」を「若しくは」に改め、「あつたとき」の下に「又は当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが当該選挙と同時に行われたた衆議院比例代表選出）議員の選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第一百一条の二第二項（当選人決定の告示）の規定による告示があつたとき」を加え、同条第二項中「第二百五十一条の三（公務員等の選挙犯罪による当選無効）第一項各号」を「第二百五十一条の四（公務員等の選挙犯罪による当選無効）第一項各号」に、「第二百五十一条の三第一項」を「第二百五十一条の四第一項」に改める。

第二百七条中「選挙については、」の下に「第二百四条又は第二百八条第一項の規定による訴訟にあつては」を、「東京高等裁判所」の下に、「第二百十条又は第二百十一条の規定による訴訟にあつては当該公職の候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者であつたものに係る当該衆議院小選挙区選出議員の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所」を加える。

第二百二十条に次の一項を加える。

4 裁判所の長は、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における候補者であつたものについて当該衆議院(小選挙区選出)議員の選挙に係る第二項の規定による通知又は前項の規定による送付をする場合には、併せて、中央選挙管理会に、第二項に規定する訴訟が係属しなくなつた旨を通知し、又は前項の判決書の謄本を送付しなければならない。

第二百二十四条の二第一項中「又は第三項を」若しくは第三項又は第二百五十一条の三(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)第一項に、「同条第一項各号に掲げる者」を「第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者又は第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」に改め、同条第二項中「掲げる者」の下に「又は第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」を加え、「同条第一項又は第三項」を「第二百五十一条の二第一項若しくは第三項又は第二百五十一条の三第一項」に改める。

第二百五十一条の二第一項中「第二百五十一条の四」を「第二百五十一条の五」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

第二百五十一条の二第四項中「立候補の禁止」の下に「及び衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効を加え、同項第一号及び第二号中「又は前項の規定」を「若しくは前項又は次条第一項の規定」に改め、同条第五項中「前各項の規定」の下に「(第一項後段及び第三項後段の規定並びに前項の規定(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効に関する部分に限る。))を除く。」を加える。

第二百五十一条の四中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第二百五十一条の五とする。

第二百五十一条の三を第二百五十一条の四とし、第二百五十一条の二の次に次の一条を加える。

(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)

第二百五十一条の三 組織的選挙運動管理者等(公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(以下この条において「公職の候補者等」という。))と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者(前条第一項第一号から第三号までに掲げる者(以下この条において「公職の候補者等」という。))を除く。をいう。が、第二百五十一条(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二条(多数人数買収及び多数人数利害誘導罪)、第二百二十三条(公職

の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)又は第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第二百五十一条の五(立候補の禁止の効果の生ずる時期)に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であつたものが、当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選人となつたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

2 前項の規定は、同項に規定する罪に該当する行為が、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該行為に関する限りにおいて、適用しない。

一 前項に規定する罪に該当する行為が当該行為をした者以外の者の誘導又は挑発によつてされ、かつ、その誘導又は挑発が前条第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他の公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてされたものであるとき。

二 前項に規定する罪に該当する行為が前条第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他の公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてされたものであるとき。

三 当該公職の候補者等が、前項に規定する組織的選挙運動管理者等が同項に規定する罪に該当する行為を行うことを防止するため相当の注意を怠らなかつたとき。

3 前二項の規定(第一項後段の規定及び前項の規定(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の無効に関する部分に限る。))を除く。は、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙については、適用しない。

第二百五十一条の二第一項中「第二百五十一条の二(総括主事者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)」を「第二百五十一条の二(総括主事者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)」に改める。

第二百五十一条の二「第二百五十一条の二(総括主事者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)」を「第二百五十一条の二(総括主事者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)」に改める。

第二百五十一条の二「第二百五十一条の二(総括主事者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)」を「第二百五十一条の二(総括主事者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)」に改める。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

の選挙犯罪による当選無効(第一項各号)を「第二百五十一條の四(公務員等の選挙犯罪による当選無効(第一項各号)に改め、「当該議会の議長に」の下に、「衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行使された衆議院(比例代表選出)議員の選挙における候補者であつたものに係る第二百五十一條の二第一項各号に掲げる者、第二百五十一條の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等又は出納責任者が刑に処せられた場合においては中央選挙管理会に」を加える。

第二百五十四條の二第三項に後段として次のように加える。

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行使された衆議院(比例代表選出)議員の選挙における候補者であつたものに同項の規定による通知が行われた場合においては、中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

(適用区分等)

第一条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については平成七年三月一

日以後その期日を告示される選挙から適用する。

2 施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日(前日)までにその期日を告示される衆議院議員の選挙、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙並びに平成七年三月一日前にその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為については、なおこの法律による改正前の公職選挙法第十六章の規定の例による。

(漁業法の一部改正)

第三条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項中「第二百五十一條の三」の下に、「第二百五十一條の四」を加え、同項の表「第二百五十四條の二第一項の項中」同条第一項各号を「第二百五十一條の二第一項各号」に、「同条第一項第一号、第三号及び第四号」を「第二百五十一條の二第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二百五十一條の三」の下に「第二百五十一條の四」を加え、同条の表第二百五十四條の二第一項の項中「同条第一項各号」

を「第二百五十一條の二第一項各号」に、「同条第一項第一号、第三号及び第四号」を「第二百五十一條の二第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。

審査報告書

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成六年十一月十八日

政治改革に関する特別委員長 上野 雄文
参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、議会制民主政治における政党の機能及び社会的責務の重要性にかんがみ、政党が財産を所有し、これを維持運用し、その他の目的達成のための業務を運営することに資するため、政党交付金の交付を受ける政党等に法律上の能力を与え、もって政党の政治活動の健全な発達と民主政治の健全な発展に寄与しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成六年十一月二日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原文兵衛殿

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 法人の設立等(第五条—第八条)
- 第三章 法人の管理(第九条)
- 第四章 法人の解散等(第十条—第十二条)
- 第五章 税法上の特例(第十三条)
- 第六章 雑則(第十四条—第十五条)
- 第七章 罰則(第十六条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、議会制民主政治における政党の機能及び社会的責務の重要性にかんがみ、政党が財産を所有し、これを維持運用し、その他の目的達成のための業務を運営することに資するため、政党交付金の交付を受ける政党等に法律上の能力を与え、政党の政治活動の健全な発達と民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(解釈規定)

第二条 この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限するものと解釈してはならない。

(定義)

第三条 この法律において「政党」とは、政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。

以下同じ。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの

二 前号の規定に該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、直近において行われた衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。)における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙(以下単に「通常選挙」という。)若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの

2 前項各号の規定は、他の政党(政治資金規正法第六條第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により政党である旨の届出をしたものに限る。)に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、適用しない。

(法人格の取得等)

第四条 中央選挙管理会の確認を受けた政党は、その主たる事務所の所在地において登記することにより、法人となる。

2 この法律の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

第二章 法人の設立等

(確認)

第五条 政党は、次に掲げる事項を中央選挙管理

会に届け出て、中央選挙管理会の確認を受けることができる。

一 名称

二 目的

三 主たる事務所の所在地

四 代表権を有する者の氏名及び住所

五 解散の事由を定めたときは、その事由

六 所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名、住所及び衆議院の小選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員若しくは選挙区選出議員の別並びに当該衆議院議員又は参議院議員が選出された選挙の期日

七 第三條第一項第二号に該当する政党としてこの項の規定による届出をするものにあつては、直近において行われた総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙の比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票総数

2 政党は、前項各号に掲げる事項を届け出る場合には、次に掲げる文書を併せて提出しなければならない。

一 綱領その他の当該政党の目的、基本政策等を記載した文書

二 党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書(以下「党則等」という。)

三 当該政党に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名その他の前項第六号に掲

げる事項を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該政党以外の政党に所属していないことを当該衆議院議員又は参議院議員が誓う旨の宣誓書

3 第一項の規定による届出に係る文書の様式その他の必要な事項は、自治省令で定める。

(届出に関する説明聴取等)

第六条 中央選挙管理会は、前条第一項の規定による届出書若しくは当該届出書に併せて提出する文書(以下「届出書等」という。)に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該届出書等を提出した者に対して、説明を求め、又は当該届出書等の訂正を命ずることができる。

(設立の登記等)

第七条 政党は、第五條第一項の規定による中央選挙管理会の確認を受けた日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 名称

二 目的

三 主たる事務所

四 代表権を有する者の氏名及び住所

五 解散の事由を定めたときは、その事由

3 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四

十三條、第四十四條第一項、第四十八條及び第五十條の規定は第四條第一項の規定による法人である政党又は政治団体(以下「法人である政党等」という。)について、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一百七條第一項、第一百九條から第二百一十一條まで及び第二百二十四條の規定は前条第一項及び第三項の規定による登記並びに法人である政党等の主たる事務所の移転の登記について、それぞれ準用する。この場合において、民法第四十三條中「定款又ハ寄附行為」とあるのは、「綱領等」と、同法第四十四條第一項中「理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、同法第四十八條第一項中「二週間内」とあるのは「二週間以内」と、「第四十六條第一項二定メタル登記ヲ爲シ其他ノ事務所ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移転ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第四十六條第一項」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七條第二項」と、非訟事件手続法第二百十條中「定款、理事ノ資格ヲ証スル書面及ビ主務官庁(其権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ)ノ許可書又ハ其認証アル謄本」とあるのは「中央選挙管理会ノ確認ヲ受ケタルコトヲ証スル書面」と、同法第二百一十一條中「登記事項ノ変更ヲ証スル書面」とあるのは「登記事項ノ変更アリタルコトヲ証スル代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面(代表権ヲ有スル者ノ変更ノ場合ニ於テハ当該変更アリタルコトヲ証スル他ノ代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面(他ニ当該書面ヲ作成シ得ベキ代表権ヲ有スル者ナキトキハ当該変更アリタルコトヲ証スル代

表権ヲ有シタル者及ビ代表権ヲ有スルニ至リタル者ノ記名押印シタル書面」と、同法第百二十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及ビ第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとす。

第三章 法人の管理

第九条 民法第五十二条第一項、第五十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条及第五十九条第一号の規定は、法人である政党等について準用する。この場合において、同法第五十二条第一項中「理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、同法第五十三条中「理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、「定款ノ規定又ハ寄附行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ズ又ハ社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ従フコトヲ要ス」とあるのは「党則等ノ規定、規約其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ以下之ニ同ジノ規定ニ違反スルコトヲ得ズ」と、同法第五十四条中「理事ノ代理権」とあるのは「代表権ヲ有スル者ノ代表権」と、同法第五十七条中「理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、「代表権」とあるのは「代表権」と、「前条ノ規定ニ依リテ」とあるのは「党則等ノ定ムル所ニ依リテ」と、同法第五十八条中「定款、寄附行為又ハ總會ノ決議」とあるのは「党則等」と読み替えるものとする。

第四章 法人の解散等

第十条 法人である政党等は、任意に解散することができる。

平成六年十一月二十一日 参議院会議録第八号

2 法人である政党等は、前項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、解散する。

一 党則等で定める解散の事由が発生したとき。

二 目的の変更その他により政治団体でなくなったとき。

3 法人である政党等が解散したときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。この場合においては、解散の旨、その事由及びその年月日を登記しなければならない。

4 第四条第一項の規定による法人である政党が第三條第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合において、当該政治団体が同項各号のいずれにも該当することなくその日の翌日から起算して四年を経過したときは、当該政治団体は、法人でなくなるものとする。この場合において、当該団体は、政治団体として、なお存続するものとする。

5 第三項の規定は、前項の規定により法人である政治団体が法人でなくなった場合について準用する。この場合において、第三項中「解散の登記」とあるのは「法人でなくなった旨の登記」と、「解散の旨」とあるのは「法人でなくなった旨」と読み替えるものとする。

6 前項の規定による登記の申請書には、当該政治団体が法人でなくなった旨を証する当該政治団体の代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記等)

第十一条 法人である政党等の清算が終了したときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、前条第四項の規定により法人でなくなった政治団体に係る次条第二項において準用する民法第七十二条第一項の規定による財産の帰属に係る財産の整理が終了した場合について準用する。この場合において、前項中「清算終了の登記」とあるのは、「整理終了の登記」と読み替えるものとする。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第十二条 民法第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条から第三十七条ノ二まで、第一百七十七条第一項、第九条、第二百二十二条及び第二百二十四条の規定は、法人である政党等が解散した場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「定款又ハ寄附行為」とあるのは「党則等(党則、規約其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ以下之ニ同ジ)」と、同条第二項中「定款又ハ寄附行為」とあるのは「党則等」と、「理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ」とあるのは「代表権ヲ有スル者ハ」と、「処分スルコトヲ得但シ社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス」とあるのは「処分スルコトヲ得」と、同法第七十四条中「破産ノ場合ヲ除ク外理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、「定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキ」とあるのは「党則等ニ別段ノ定アルトキ」と、非訟事件手続法第二百二十二条中「解散ノ事由ヲ証スル書面」及び「清算ノ事由ヲ証スル書面」は「解散ノ事由ヲ証スル書面」及び「清算ノ事由ヲ証スル書面」と読み替えるものとする。

るのは「党則等ニ別段ノ定アルトキ」と、非訟事件手続法第二百二十二条中「解散ノ事由ヲ証スル書面」及び「清算ノ事由ヲ証スル書面」は「解散ノ事由ヲ証スル書面」及び「清算ノ事由ヲ証スル書面」と読み替えるものとする。

2 民法第七十二条第一項、第七十三条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条第一項及び第三項、第八十一条並びに第八十二条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条から第三十七条ノ二まで、第一百七十七条第一項、第九条、第二百二十二条及び第二百二十四条の規定は、法人である政党等が解散した場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人」とあるのは「一切ノ財産ハ当該法人タル政治団体が法人タルザルニ至リタル場合ニ於テ向ホ存続スルコトナル政治団体」と、同法第七十三条中「清算ノ目的」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(以下法人格付与法ト称ス)第十二条第二項ニ於テ準用スル前条第一項ノ規定ニ依リ当該法人ノ財産ノ帰属ニ係ル財産ノ整理(以下財産ノ整理ト称ス)ノ目的」と、「清算ノ終了」とあるのは「財産ノ整理ノ終了」と、同法第七十四条中「破産ノ場合ヲ除ク外理事」とあるのは「代表権ヲ有スル者」と、「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案

者」と、「定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキ」とあるのは、党則等(党則、規約其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ)ニ別段ノ定アルトキ」と、同法第七十五条及び第七十六条中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第七十八条第一項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第二号中「債務」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項ニ於テ準用スル次条第一項ノ申出ヲシタル者ニ対スル債務」と、同条第二項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第七十九条第一項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、「一定ノ期間内」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項ニ於テ準用スル第七十二条第一項ノ規定ニ依ル財産ノ帰属ニ付異議アラバ一定ノ期間内」と、同条第三項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第八十一条第一項中「清算中」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項ニ於テ準用スル第七十九条ノ期間後」と、「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同条第二項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第八十二条第一項中「清算」とあるのは「財産ノ整理」と、非訟事件手続法第三十五条第二項中「清算」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十二条第二項ニ於テ準用スル民法第七十二条第一項ノ規定ニ依ル財産ノ帰属ニ係ル財産ノ整理(以下財産ノ整理ト称ス)」と、同法第三十七条及び第三十七条ノ二中「清算人」とあるのは「財

産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第二百二十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替へるものとする。

第五章 税法上の特例

第十三条 法人である政党等は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合においては同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第 号)第八条に規定する法人である政党又は政治団体(以下、法人である政党等」という。を除く。))と、同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(法人である政党等を除く。))と、同法第六十六条の規定を適用する場合においては同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(法人である政党等を含む。))と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(法人である政党等を除く。))とする。

2 法人である政党等は、消費税法(昭和六十二年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。この場合において、法人である政党等が行う同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等については、同法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 法人である政党等は、地価税法(平成三年法

律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定(同法第三十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第六章 雑則

(衆議院議員又は参議院議員の数の算定等)

第十四条 衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員が在任しない場合又は参議院議員の任期満了により参議院議員の一部が在任しない場合における第三条第一項第一号及び第二号に規定する衆議院議員若しくは参議院議員の数の算定又は同条第二項に規定する政治団体の取扱については、その衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員でなくなった者(その衆議院の解散がなく、又はその衆議院議員の任期がなお引き続いているものとしたならば、引き続き衆議院議員として在任することができる者に限る。又はその参議院議員の任期満了により参議院議員でなくなった者(その参議院議員の任期がなお引き続いているものとしたならば、引き続き参議院議員として在任することができる者に限る。))は、これらの規定に規定する衆議院議員又は参議院議員に含まれるものとして、算定し、又は取り扱うものとする。

2 前項の場合においては、第五条第一項第六号の衆議院議員又は参議院議員には、前項に規定する衆議院議員でなくなった者又は同項に規定

する参議院議員でなくなった者が含まれるものとして、同号の規定を適用する。

3 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における第三条第一項第二号及び第五条第一項第七号に規定する政治団体の得票総数は、当該選挙の期日における届出候補者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条第一項又は第八項の規定による当該政治団体の届出に係る候補者をいう。又は所属候補者(同条第七項(同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。))又は同法第八十六条の四第三項(同条第五項の規定によりその例によることとされる場合を含む。))の規定により当該政治団体に所屬する者として記載された候補者をいう。の得票数を合算した数とする。

(得票総数の算定の特例)

第十五条 この法律における政治団体の得票総数の算定については、第三条第一項各号のいずれかに該当する二以上の政治団体が合併した場合において、第五条第一項の規定による届出をするときに当該二以上の政治団体の間で合意された合併に関する文書の写しその他自治省令で定める文書を提出したときは、当該合併後に存続する政治団体にあつてはその得票総数に当該合併により解散した政治団体の得票総数を加えて得た数を、当該合併により設立される政治団体にあつては当該合併により解散した政治団体の得票総数を合算した数を、それぞれ当該政治団体の得票総数とみなす。

第七章 罰則

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合に

においては、政党その他の団体の代表権を有する者又は清算人(第十二条第二項において準用する民法第七十三条に規定する財産の整理を行う者を含む。)は、五十万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定による届出について不実の届出をしたとき。

二 第五条第二項の規定により提出すべき文書について不実の記載をした文書を提出したとき。

三 第七条、第十条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、又は第八条において準用する民法第四十八条の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十二条第一項又は第二項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第十二条第一項又は第二項において準用する民法第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求を怠ったとき。

2 第六条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して届出書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する

る法律(平成六年法律第二号)の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日以後初めてその選挙の期日を公示される総選挙(次条において「新公職選挙法による総選挙」という。)のすべての当選人について同法の規定による改正後の公職選挙法第百一条第二項又は第百一条の二第二項の規定による告示がされる日の前日までの間におけるこの法律の適用については、第三条第一項第二号中「衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。))における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。)」と、第五条第一項第六号中「衆議院の小選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員」とあるのは「衆議院議員」と、同項第七号中「総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは「総選挙」とする。

第三条 この法律における政治団体の得票総数の算定については、施行日の直近において行われた通常選挙の直近において行われた通常選挙後、施行日の前日までの間において二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合において、第五条第一項の規定による届出をするときに当該合併について自治省令で定めるところにより併せて届け出たときは、当該合併に係る存続政治団体にあってはその得票総数に当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を加えた数を、当該合併に係る新設政治団体にあっては当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を合算した数とし、それぞれ当該政治団体の得票総数とみなす。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 政党要件を満たす政治団体 当該合併の日において次のいずれかに該当していた政治団体をいう。

イ 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの

ロ イに該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、当該合併の日の直近において行われた総選挙(当該合併の日前に新公職選挙法による総選挙が行われた場合においては、総選挙における小選挙区選出議員又は比例代表選出議員の選挙)又は当該合併の日の直近において行われた通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの

二 存続政治団体 二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合において、当該合併後に存続することとされた政治団体に当該合併の日において前号イ又はロのいずれかに該当していたものをいう。

三 新設政治団体 二以上の政党要件を満たす

政治団体が合併した場合において、当該合併により設立された政治団体で、当該設立の日において第一号イに該当していたもの又は当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を合算した数を当該合併により設立された政治団体の得票総数とみなしたときに同号ロに該当していたものをいう。

3 第三条第二項の規定は、前項第一号イ又はロの規定を適用する場合について準用する。この場合において、第三条第二項中「政党」とあるのは「附則第三条第一項に規定する政党要件を満たす政治団体」と、「ロ」の規定とあるのは、「ロ」の規定(当該合併が政治資金規正法の一部を改正する法律(平成六年法律第四号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日に行われた場合においては、同法による改正前の政治資金規正法第六十一条(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定」と読み替えるものとする。

(政治資金規正法の一部改正)

第四条 政治資金規正法の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第一項中「伴わないもの」の下に「及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三條第一項の規定による政党交付金(同法第二十七條第一項の規定による特定交付金を含む。)」を加える。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第五項中「団地管理組合法人並び

平成六年十一月二十一日 参議院會議録第八号

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案 日本放送協会平成三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

四六

に「を」を「地管理組合法人」に改め、「地縁による団体」の下に「並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第 号）第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を加える。

第五十二条第二項第三号中「地管理組合法人並びに」を「地管理組合法人」に改め、「地縁による団体」の下に「並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第 号）第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を加える。

第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

十一 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体

第二百九十四条第七項、第三百二十二条第三項第三号及び第七百一条の三十四第二項中「地管理組合法人並びに」を「地管理組合法人」に改め、「地縁による団体」の下に「並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を加える。

第六条 政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「政党に」を「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第 号）以下「法人格付与法」という。（第四条第一項の規定による法人である政党に）に改める。

第十一条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、政党は、法人格付与法第四条第一項の規定による法人である政党である旨を証する登記簿の謄本又は抄本を添付しなければならない。

第二十七条第六項中「第十一条第三項中」を「第十一条第二項中」法人である政党」とあるのは「法人である政治団体」と、同条第三項中「に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第七条 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を次のように改める。

2 中央選挙管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第 号）の定めるところによる。

審査報告書

日本放送協会平成三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書右は全会一致をもって是認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年十一月十五日

通信委員長 山田 健一

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づ

き、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成三年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の平成三年度末における資産及び負債の状況並びに当年度中の損益の状況は次のとおりである。

（平成三年度末における資産及び負債の状況）

一般勘定

資産総額 五千五百八十八億五千六百万円

負債総額 二千三百七十四億八千二百百万円

資本総額 二千六百八十三億七千四百百万円

受託業務等勘定

資産総額 二千百万円

負債総額 二千百万円

（平成三年度中の損益の状況）

一般勘定

經常事業収入 五千二百三十億四千万円

經常事業支出 四千七百九十五億八千二百百万円

經常事業収支差金 四百三十四億五千八百百万円

經常事業外収入 百一億九千九百万円

經常事業外支出 百五十六億五千九百万円

經常事業外収支差金（欠損） 五十五億四千万円

經常収支差金 三百七十九億八千八百百万円

特別収入 二百五十六億二千四百百万円

特別支出 三十五億三千百万円

当期事業収支差金 六百億千百万円

資本支出充当 百八十億五千六百万円

建設積立金繰入れ 二百四十一億二千八百万円

事業収支剰余金 百七十八億二千七百万円

なお、事業収支剰余金は翌年度以降の財政安定のための財源に充てることとしている。

受託業務等勘定

經常事業収入 三億九千百万円

經常事業支出 三億二千七百万円

經常事業収支差金 六千四百百万円

經常事業外支出 千万円

經常事業外収支差金（欠損） 千万円

当期事業収支差金 五千四百百万円

事業収支剰余金 五千四百百万円

なお、事業収支剰余金は一般勘定の經常事業収入に繰り入れている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会平成三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右 国会に提出する。

平成五年二月二日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

日本放送協会平成3年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに
関する説明書

4 検 第 451 号
平成4年12月8日

内閣総理大臣 宮澤 喜一郎

会計検査院長 中島 隆国

日本放送協会平成3年度財産目録等の回付について

日本放送協会平成3年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査を了したのでこれを回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 平成3年度財産目録

財 産 目 録

平成4年3月31日現在

(一般勘定)

科 目	内 訳		合 計
	摘 要	金 額	
(資産の部)		千円	千円
流動資産	現金	112,135	111,712,650
現金及び預金	現金	38,082,045	38,194,180
	定期預金ほか	17,225,823	
	受信料未収金の未収受信料欠損引当金	△ 14,531,000	
受信料未収金	受信料未収金	2,694,823	
	有価証券	54,351,134	
貯蔵品	放送記念品	41,054	
前払費用	翌年度番組関係費	8,546,071	
		7,524,015	

未収金	翌年度受信料収納費	232,124	
その他の流動資産	その他の前払費用	789,932	
固定資産	長期借入金利息ほか	4,650,429	
有形固定資産	有価証券利息ほか	3,234,959	
建物	建物賃借保証金ほか	1,126,440	
	償入保証金	2,108,519	
	積立貸払金	354,580,148	
		275,757,778	
		84,173,150	
構築物	放送会館、放送所ほか	129,776,420	
	減価償却累計額	△ 45,603,270	
		29,050,174	
機械及び装置	空中線設備ほか	88,928,828	
	減価償却累計額	△ 59,878,654	
		106,545,762	
放送衛星	放送設備ほか	349,042,873	
	減価償却累計額	△ 242,497,111	
		21,033,485	
車両及び運搬具	放送衛星3号	27,404,230	
	減価償却累計額	△ 6,370,745	
		2,227,961	
器具	車両及び運搬具	6,352,834	
	減価償却累計額	△ 4,124,873	
		546,611	

505,855,798		139,797,141		882,000		12,200,000		6,900,000		32,874,740		79,214,871		1,665,530		43,810,000		37,285,000		22,650,000		297,482,141							
受信料前受金		3月分電力料ほか		25,890,213		3,774,777		315,208		2,894,541		契約収納事務費		放送債券利息		納付消費税		その他の未払金		受信料前受金		その他の流動負債		(負債の部)		資産合計			
未払金		一年以内に償還する放送債券		10,360,701		10,360,701		8,614,788		23,565,847		放送会館・放送所敷地ほか		福岡放送会館整備ほか		放送会館・放送所敷地ほか		△		1,115,698		1,662,309		器具、事務用器具ほか		減価償却累計額		器具	
地上権		特定金融債、信託国債、金融債ほか		3,492,842		50,423,352		11,600,000		68,441,669		その他の無形固定資産		施設利用権		放送会館・放送所敷地ほか		△		1,115,698		1,662,309		器具、事務用器具ほか		減価償却累計額		器具	
長期保有有価証券		長期預金		出資その他の資産		長期前払費用		長期前払費用		長期前払費用		長期前払費用		長期前払費用		長期前払費用		長期前払費用		長期前払費用		長期前払費用		長期前払費用		長期前払費用		長期前払費用	
放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金		放送債券償還資金積立金	
24,128,000		15,455,000		39,583,000		1,881,055		1,044,420		2,365,300		1,127,542		39,914		10,320,787		1,115,698		1,662,309		1,662,309		1,662,309		1,662,309		1,662,309	

官報 (号外)

2 平成3年度貸借対照表

平成4年3月31日現在

(一) 一般勘定

平成六年十二月二十一日 参議院會議録第八号 日本放送協会平成三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

金	金	金	金
立	越	期	當
業	事	資	負
本	收	支	合
差	計	計	計
12,848,867	12,848,867	60,010,656	268,373,657
			505,855,798
			100.0

(受託業務等勘定)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			
現 金 及 預 金		8,289	
未 収 資 産		12,064	
流 動 資 産 合 計		21,353	100.0
(負 債 の 部)			
流 動 負 債		21,353	100.0
未 払 負 債		9,623	
そ の 他 の 流 動 負 債		11,710	
流 動 負 債 合 計		21,353	100.0
資 本 合 計		21,353	100.0

3 平成3年度損益計算書

普 算 計 益 損

平成3年4月1日から平成4年3月31日まで

(一) 勘定

科目	金額
経常事業収入	千円 523,039,569
信託	513,452,781

経 常 事 業 収 入	交 付 金 収 入	1,546,521 8,040,267	479,581,698
経 常 事 業 収 入	交 付 金 収 入	168,310,187	
国 際 放 送 費	国 際 放 送 費	3,770,109	
契 約 対 策 費	契 約 対 策 費	46,942,245	
受 信 報 費	受 信 報 費	1,456,163	
広 報 研 究 費	広 報 研 究 費	2,251,730	
調 査 費	調 査 費	5,292,836	
給 与 費	給 与 費	132,615,155	
退 職 手 当 ・ 厚 生 費	退 職 手 当 ・ 厚 生 費	48,940,039	
一 般 管 理 費	一 般 管 理 費	11,285,842	
減 価 償 却 費	減 価 償 却 費	44,186,392	
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	14,531,000	
経 常 事 業 収 入 支 差 金	経 常 事 業 収 入 支 差 金	43,457,871	
経 常 事 業 外 収 入	経 常 事 業 外 収 入	8,304,177	10,118,558
経 常 事 業 外 収 入	経 常 事 業 外 収 入	814,379	15,658,701
経 常 事 業 外 収 入 支 差 金	経 常 事 業 外 収 入 支 差 金	△ 5,540,145	
経 常 事 業 外 収 入 支 差 金	経 常 事 業 外 収 入 支 差 金	18,056,000	37,917,728
経 常 事 業 外 収 入 支 差 金	経 常 事 業 外 収 入 支 差 金	19,861,728	
特 別 収 入	特 別 収 入	1,492,990	25,624,281
特 別 収 入	特 別 収 入		

別	通 年 度 損 益 修 正 益	3,291
収	そ の 他 の 特 別 収 入	24,128,000
支	特 別 支 出	549,839
	固 定 資 産 売 却 損	1,845,072
	固 定 資 産 除 却 損	1,136,440
	通 年 度 損 益 修 正 損	
当 期 事 業 収 入 支 差 金	当 期 事 業 収 入 支 差 金	60,010,656
資 本 支 出 充 当	資 本 支 出 充 当	18,056,000
建 設 積 立 金 繰 入 れ	建 設 積 立 金 繰 入 れ	24,128,000
事 業 収 入 支 差 金	事 業 収 入 支 差 金	17,826,656

（受託業務等勘定）

科	目	金	額
経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 収 入	千円	千円
経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 収 入	391,058	391,058
経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 収 入	327,113	327,113
経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 収 入	63,945	63,945
経 常 事 業 外 収 入	経 常 事 業 外 収 入	9,574	9,574
経 常 事 業 外 収 入	経 常 事 業 外 収 入	△ 9,574	9,574
当 期 事 業 収 入 支 差 金	当 期 事 業 収 入 支 差 金	54,371	54,371
当 期 事 業 収 入 支 差 金	当 期 事 業 収 入 支 差 金	54,371	54,371

4 平成3年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決 算 概 説

平成3年度、日本放送協会は、平成2年度を初年度とする5か年経営計画の第2年度として、経営

全般にわたり、極力業務の合理的・効率的運営に努めるとともに、収入の確保に全力を傾注し経営基盤の安定に努めた。また、業務運営においては、我が国の放送の多メディア・多チャンネル化、国際化が急速に進展している中で公共放送としての役割を深く認識し、視聴者の意向を的確に把握しつつ、地上放送の充実、衛星放送の一層の普及促進を図り、放送を通じて国民生活の充実と文化の向上に資するよう努めた。

「一般勘定」の当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額5,058億5,578万8千円に対し、負債総額2,374億8,214万1千円であり、資本総額は2,683億7,365万7千円で、このうち当期事業収支差金は800億1,065万8千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入5,230億3,956万9千円に対し、経常事業支出は4,795億8,169万8千円で、差し引き経常事業収支差金は434億5,787万1千円であり、これに経常事業外収支差金△55億4,014万5千円を加えた経常収支差金は379億1,772万6千円である。これに特別収入256億2,428万1千円を加え、特別支出35億3,135万1千円を差し引いた当期事業収支差金は800億1,065万8千円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は180億5,600万円、建設積立金繰入れは241億2,800万円、事業収支剰余金は178億2,865万8千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。「受託業務等勘定」の当年度末の資産、負債の状況を財産目録、貸借対照表でみると資産総額2,133万3千円に対し、負債総額2,133万3千円である。次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入3億9,105万8千円に対し、経常事業支出は3億2,711万3千円で、差し引き経常事業収支差金は6,394万5千円であり、これに経常事業外収支差金△957万4千円を加えた当期事業収支差金は5,437万1千円であり、この当期事業収支差金5,437万1千円は「一般勘定」へ繰り入れた。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表 (比較貸借対照表) (一般勘定)

(単位 千円)

区 分	平成2年度末	平成3年度末	増	減
現金及び預金	33,443,409	38,194,180	4,750,771	
受信料未収金	2,817,317	2,694,823	△	122,494
有価証券	53,557,889	54,351,134	793,245	
資産	38,587	41,054		2,467

前払費用	8,166,071	8,546,071	380,000	
未収金	17,210,750	4,650,429	△	12,560,321
その他の流動資産	2,815,692	3,234,959	419,267	
流動資産合計	(25,6) 118,049,715	(22,1) 111,712,650	△	6,337,065
有形固定資産	265,289,016	275,757,778	10,468,762	
建物	75,201,436	84,173,150	8,971,714	
構築物	28,534,745	29,050,174	515,429	
機械及び装置	97,501,549	106,545,762	9,044,213	
放送衛星	14,415,358	21,033,485	6,618,127	
車両及び運搬具	2,200,798	2,227,961	27,163	
器具	423,017	546,611	123,594	
土地	23,348,539	23,565,847	217,308	
放送衛星建設仮勘定	10,497,635	0	△	10,497,635
その他の建設仮勘定	13,165,939	8,614,788	△	4,551,151
無形固定資産	11,222,670	10,360,701	△	861,969
出資その他の資産	50,385,833	68,441,669	18,055,836	
長期預金	11,600,000	11,600,000	0	
長期保有有価証券	29,896,696	50,423,352	20,526,656	
出資	3,182,392	3,492,842	310,450	
長期前払費用	5,706,745	2,925,475	△	2,781,270
固定資産合計	(70,8) 326,897,519	(70,1) 354,560,148	27,662,629	
放送債券償還積立資産	16,754,000	15,455,000	△	1,299,000
建設積立資産	0	24,128,000	24,128,000	
特定資産合計	(3,6) 16,754,000	(7,8) 39,583,000	22,829,000	

ア 資産の部				イ 負債の部			
当年度末の資産総額は、前年度末の4,617億123万4千円に比べ441億5,456万4千円増加し、5,058億5,579万8千円となり、その内容は次表のとおりである。				(単位 千円)			
区 分	平成 2 年度 末		増 減	区 分	平成 3 年度 末		増 減
	金 額	構成比率 (%)			金 額	構成比率 (%)	
流動資産	118,049,715	25.6	△ 6,337,065	流動負債合計	133,737,141	(26.4)	△ 9,374,092
固定資産	326,897,519	70.8	27,662,629	固定負債合計	103,745,000	(20.5)	△ 6,482,000
特 定 資 産	16,754,000	3.6	22,829,000	負債合計	237,482,141	(46.9)	△ 15,856,092
合 計	461,701,234	100.0	44,154,564	資産合計	505,855,798	(100.0)	44,154,564

(注) ()内は、資本合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

ア 資産の部				イ 負債の部			
当年度末の流動資産は、前年度末の1,180億4,971万5千円に比べ63億3,706万5千円減少し、1,117億1,265万円となり、その内容は次表のとおりである。				(単位 千円)			
区 分	平成 2 年度 末		増 減	区 分	平成 3 年度 末		増 減
	金 額	構成比率 (%)			金 額	構成比率 (%)	
現金及び預金	33,443,409		4,750,771	現金及び預金	38,194,180		122,494
受 信 料 未 収 金	2,817,317			受 信 料 未 収 金	2,694,823		793,245
有 価 証 券	53,557,889			有 価 証 券	54,351,134		2,467
貯 蔵 品	38,587			貯 蔵 品	41,054		380,000
前 払 費 用	8,166,071			前 払 費 用	8,546,071		12,560,321
未 収 金	17,210,750		△ 419,267	未 収 金	4,650,429		
その他の流動資産	2,815,692			その他の流動資産	3,234,959		
合 計	118,049,715		6,337,065	合 計	111,712,650		

注1 現金及び預金

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
現	金		112,135		
預	金		38,082,045	定期預金ほか	
合	計		38,194,180		

注2 受信料未収金

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
受	信	料	未	収	金
未	収	受	信	料	欠
損	引	当	金	△	17,225,823
					14,531,000
					翌年度における収納不能見越額
合	計		2,694,823		

注3 有価証券

(単位 千円)

区	分	券	面	額	取	得	価	額	貸	借	対	照	表	上	額	摘	要
国	債		48,087,532		47,771,714		47,771,714										
金	融	債	1,804,868		1,804,868		1,804,868										利付日本信用債券ほか
政	府	保	証	債	2,260,000		2,258,576		2,258,576								公営企業債券
非	政	府	保	証	債	250,000		249,995		249,995							特別鉄道建設債券
事	業	債	2,270,781		2,265,881		2,265,881		2,265,881								電力債券ほか
合	計		54,673,281		54,351,134		54,351,134										

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4 貯蔵品

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
放	送	記	念	品	
			41,054	放送出演記念用ボールペンほか	

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5 前払費用

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
翌年度	番組関係費	7,524,015	翌年度放送テレビ番組「信長」等番組制作経費ほか		
翌年度	受信料収納費	232,124	受信料前受金に対応する収納事務費		
長期	借入金・利息	471,191	長期借入金の翌年度分利息		
その他	の前払費用	318,741	営業センター等翌年度分賃借料ほか		
合	計	8,546,071			

注6 未収金

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
有	価	証	券	等	利
			988,747	国債等の当年度分利息	息
そ	の	他	の	未	収
			3,660,682	国際放送関係交付金第4・四半期分は	金
合	計		4,650,429		

注7 その他の流動資産

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
差	入	保	証	金	
			1,126,440	建物賃借保証金ほか	
仮	払	金	2,108,519	積立替払金	
合	計		3,234,959		

(イ) 固定資産

(単位 千円)

区分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	累計額	引当金	当年度末高
有形固定資産	621,834,016	78,682,319	65,168,206	635,348,129	350,500,351	275,757,778	
建物	120,288,678	13,027,736	3,539,994	129,776,420	45,803,270	84,173,150	
構築物	86,438,696	3,922,774	1,432,642	88,928,828	59,878,654	29,050,174	
機械及び装置	330,596,256	39,422,700	20,976,083	349,042,873	242,487,111	106,545,762	
放送衛星	29,945,527	13,637,958	16,179,255	27,404,230	6,370,745	21,033,485	
車両及び運搬具	6,049,238	952,043	648,447	6,352,834	4,124,873	2,227,961	
器具	1,503,508	181,785	22,984	1,662,309	1,115,698	546,611	
土地	23,348,539	273,560	56,252	23,565,847	—	23,565,847	
放送衛星建設仮勘定	10,497,635	—	10,497,635	—	—	—	0
その他の建設仮勘定	13,165,939	7,263,763	11,814,914	8,614,788	—	8,614,788	
無形固定資産	15,218,821	120,909	106,696	15,233,032	4,872,331	10,360,701	
(有形・無形固定資産計)	637,052,837	78,803,228	65,274,904	650,581,161	364,462,682	286,118,479	
出資その他の資産	50,385,833	22,592,667	4,536,831	68,441,669	—	68,441,669	
長期預金	11,600,000	—	—	11,600,000	—	11,600,000	
長期保有有価証券	29,896,696	20,526,656	—	50,423,352	—	50,423,352	
出資	3,182,392	310,450	—	3,492,842	—	3,492,842	
長期前払費用	5,706,745	1,755,561	4,536,831	2,925,475	—	2,925,475	
合 計	687,438,670	101,395,895	69,811,735	719,022,830	364,462,682	354,560,148	

注 1 有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、56,456,876千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備 (衛星放送設備の整備)	4,075,276千円
テレビジョン、ラジオ放送網の整備 (総合放送1局、教育放送1局、中波第1放送2局、FM放送1局の完成、放送装置の更新等)	9,666,282千円
放送会館の整備 (名古屋放送会館の整備等)	13,206,389千円
番組設備の整備 (放送センター番組送出設備の整備、地域放送充実のための機器の整備等)	23,133,250千円

研究設備等の整備 (研究開発設備の整備、事務機器の整備等) 6,375,679千円

注 2 当年度末のその他の建設仮勘定高8,614,788千円の内容は、福岡放送会館整備等である。

注 3 当年度末の無形固定資産高10,360,701千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権10,320,787千円、地上権39,914千円である。

注 4 当年度末の長期預金高11,600,000千円の内容は、特定金銭信託である。

注 5 長期保有有価証券は、特定金銭信託に含まれる有価証券はバスケット方式による原価法によっている。

(単位 千円)

区分	分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
国 債	債	13,142,555	13,129,123	13,129,123	利付日本信用債券ほか
金 融 債	債	5,316,495	5,316,495	5,316,495	道路債券ほか
政 府 保 証 債	債	782,000	777,500	777,500	特別鉄道建設債券ほか
非 政 府 保 証 債	債	1,998,700	1,992,334	1,982,334	東京都公営公債ほか
地 方 債	債	6,234,200	6,230,774	6,230,774	電力債券ほか
事 業 債	債	5,646,500	5,632,120	5,632,120	韓国産業銀行円貨債券ほか
外 債	債	17,726,500	17,225,006	17,225,006	
貸 付 信 託	託	120,000	120,000	120,000	
合 計	計	50,966,950	50,423,352	50,423,352	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注 6 出 資

(単位 千円)

出 資 先	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	一株の額	当年度末株式数
通信・放送衛星機構	1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
㈱NHKエンタープライズ	335,000	0	0	335,000	50,000円	6,700株
㈱NHKエデュケーショナル	67,000	0	0	67,000	50,000円	1,340株
㈱NHKクリエイティブ	67,000	0	0	67,000	50,000円	1,340株
㈱NHKソフトウェア	67,000	0	0	67,000	50,000円	1,340株

通	㈱NHK情報ネット ワーク	153,500	0	0	153,500	50,000円	3,070株
	㈱NHKプロモーション	57,000	0	0	57,000	500円	114,000株
	㈱NHKアート	63,350	0	0	63,350	500円	126,700株
	㈱NHKテクニカル サービス	70,000	140,000	0	210,000	50,000円	4,200株
	㈱日本放送出版協会	33,000	0	0	33,000	50円	860,000株
	㈱NHKきんきメデイ アテクノ	52,000	0	0	52,000	50,000円	1,040株
	㈱NHK名古屋ブリー ンズ	30,000	0	0	30,000	50,000円	600株
	㈱NHKちゅうごくソ フトテクノ	26,000	0	0	26,000	50,000円	520株
	㈱NHK九州メデイア ス	0	26,000	0	26,000	50,000円	520株
	㈱NHK東北ラジニ ング	0	26,000	0	26,000	50,000円	520株
	㈱NHK北海道ビジョ ン	26,000	0	0	26,000	50,000円	520株
	㈱NHK総合ビジネス	40,000	0	0	40,000	500円	80,000株
	㈱NHKアイテック	151,000	0	0	151,000	500円	302,000株
	㈱NHK文化センタ－	20,000	0	0	20,000	500円	40,000株
	㈱NHKコンピュ－ ターサービス	57,000	0	0	57,000	50,000円	1,140株
	体	NHK営業サービス㈱	40,000	80,000	0	120,000	50,000円
㈱日本文字放送		40,000	0	0	40,000	50,000円	800株
㈱西日本文字放送		20,000	0	0	20,000	50,000円	400株
㈱中部文字放送		20,000	0	0	20,000	50,000円	400株
㈱NHK名古屋ビルシ ステムズ		10,000	0	0	10,000	50,000円	200株
㈱日本ハイビジョン		130,000	0	0	130,000	50,000円	2,600株
㈱ハイビジョンワール ド		24,000	0	0	24,000	50,000円	480株
福岡タワー ㈱		110,000	0	0	110,000	50,000円	2,200株
キャパテンサービス㈱		2,000	0	0	2,000	50,000円	40株
㈱国際電気通信基礎技 術研究所		93,900	0	0	93,900	50,000円	1,878株

機エィ・ティ・アール 通信システム研究所	7,500	1,000	0	8,500	50,000円	170株
機エィ・ティ・アール 自動翻訳電話研究所	8,400	1,400	0	10,800	50,000円	216株
機エィ・ティ・アール 提議装置機研究所	8,700	1,200	0	9,900	50,000円	198株
機エィ・ティ・アール 光電波通信研究所	7,500	1,000	0	8,500	50,000円	170株
機エィ・ティ・アール 人間情報通信研究所	0	1,700	0	1,700	50,000円	34株
機宇宙通信基礎技術研 究所	89,550	22,950	0	112,500	50,000円	2,250株
機コンピュータ・シヨナル・ アークセス・テクノロ ジー研究所	109,750	0	0	109,750	50,000円	2,195株
機高度映像技術研究所	17,700	9,200	0	26,900	50,000円	538株
合 計 (38団体)	3,182,392	310,450	0	3,492,842	—	—

上記出資は、放送法第9条の2に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

注7 当年度末の長期前払費用残高2,825,475千円の内容は、第17回冬季オリンピック競技会場リハメル大会放送権料, 044,420千円、補完放送衛星地上管制設備管理料金, 720,604千円、放送所敷地賃借料未經過分等180,451千円である。

應 資 定 時 (イ)

当年度末の特定資産は、前年度末の167億5,400万円に比べ228億2,900万円増加し、395億8,300万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成2年度末	平成3年度末	増 減
放送債券償還積立資産	16,754,000	15,455,000	△ 1,299,000
建設積立資産	0	24,128,000	24,128,000
合 計	16,754,000	39,583,000	22,829,000

注1 放送債券償還積立資産

区 分	平成2年度末	平成3年度		年度末
		増	減	
放送債券償還積立資産	16,754,000	5,071,000	6,370,000	15,455,000

上記放送債券償還積立資産は、放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産である。

注2 建設積立資産

区 分	平成2年度末	平成3年度		年度末
		増	減	
建設積立資産	0	24,128,000	0	24,128,000

上記建設積立資産は、放送会館の建設等のための建設費に充てるために積み立てた資産である。

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の2,533億3,823万3千円に比べ158億5,609万2千円減少し、2,374億8,214万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	平成2年度末		平成3年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動負債	143,111,233	56.5	133,737,141	56.3	△ 9,374,092
固定負債	110,227,000	43.5	103,745,000	43.7	△ 6,482,000
合 計	253,338,233	100.0	237,482,141	100.0	△ 15,856,092

ロ 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の1,431億1,123万3千円に比べ83億7,409万2千円減少し、1,337億3,714万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	平成2年度末	平成3年度末	増 減
	金額	金額	金額
短期借入金	13,201,000	882,000	△ 12,319,000

一年以内に返済する長期借入金	12,985,000	12,200,000	△ 785,000
一年以内に償還する放送債券未払金	6,370,000	6,900,000	530,000
受信料前受金	28,067,863	32,874,740	4,806,877
その他の流動負債	75,250,683	79,214,871	3,964,188
その他の流動負債	7,236,687	1,665,530	△ 5,571,157
合 計	143,111,233	133,737,141	△ 9,374,092

注1 短期借入金

区 分	金 額	摘 要
短期借入金	882,000	

上記短期借入金の借入先別金額は、第一勧業銀行471,000千円、富士銀行109,000千円、住友銀行99,000千円、太陽神戸三井銀行91,000千円、三和銀行57,000千円、三菱銀行55,000千円である。

注2 未払金

区 分	金 額	摘 要
契約収納事務費	2,894,541	3月分受信契約取次・受信料収納事務費
放送債券利息	315,208	放送債券の当年度分利息
納付消費税	3,774,777	
その他の未払金	25,890,213	3月分電力料ほか
合 計	32,874,740	

注3 受信料前受金

区 分	金 額	摘 要
受信料前受金	79,214,871	翌年度分受信料の収納額

注4 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前 受 収 益 金	54,069	技術協力料ほか
預 り 金	44,885	集金委託保証金ほか
仮 受 金	1,566,576	源泉徴収所得税ほか
合 計	1,665,530	

(イ) 固 定 負 債

当年度末の固定負債は、前年度末の1,102億2,700万円に比べ64億8,200万円減少し、1,037億4,500万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成2年度末	平成3年度末	増 減
放 送 債 券	44,710,000	43,810,000	△ 900,000
長 期 借 入 金	45,567,000	37,285,000	△ 8,282,000
退職 手 当 引 当 金	19,950,000	22,650,000	2,700,000
合 計	110,227,000	103,745,000	△ 6,482,000

注1 放 送 債 券

(単位 千円)

区 分	平成2年度末	平成3年度末			増 減
		発行額	償還額	組 替 額	
固定負債・放送債券	44,710,000	6,000,000	—	△ 6,900,000	43,810,000
流動負債・一年以内に償還する放送債券	6,370,000	—	6,370,000	6,900,000	6,900,000
合 計	51,080,000	6,000,000	6,370,000	0	50,710,000

注2 長 期 借 入 金

(単位 千円)

区 分	平成2年度末	平成3年度末			増 減
		借入額	返済額	組 替 額	
固定負債・長期借入金	45,567,000	3,918,000	—	△ 12,200,000	37,285,000
流動負債・一年以内に返済する長期借入金	12,985,000	—	12,985,000	12,200,000	12,200,000
合 計	58,552,000	3,918,000	12,985,000	0	49,485,000

上記長期借入金の平成3年度末残高49,485,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行24,333,000千円、富士銀行5,446,000千円、住友銀行4,691,000千円、太陽神戸三井銀行3,513,000千円、三菱銀行3,038,000千円、三和銀行2,283,000千円、日本長期信用銀行1,801,000千円、日本生命保険1,700,000千円、第一生命保険1,700,000千円、日本興業銀行1,000,000千円である。

ウ 資 本 の 部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の2,083億6,300万1千円に比べ600億1,065万6千円増加し、2,683億7,365万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成2年度末	平成3年度末	増 減
資 本	185,427,134	195,514,134	10,087,000
積 立 金	△ 13,662,183	12,848,867	26,511,030
当期事業収支差金	36,598,030	60,010,656	23,412,626
合 計	208,363,001	268,373,657	60,010,656

(イ) 資 本

(単位 千円)

区 分	平成2年度末	平成3年度末	増 減
承 継 資 本	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	185,263,759	195,350,759	10,087,000
合 計	185,427,134	195,514,134	10,087,000

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。
当年度末の固定資産充当資本は1,959億5,075万9千円であり、その内容は次のとおりである。

固定資産再評価益の資本組み入れ額 30億8,857万7千円
資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額 1,922億6,218万2千円
なお、当年度末の固定資産充当資本の増加100億8,700万円は、前年度の当期事業収支差金のうち、資本支出に充当した額を組み入れたものである。

(イ) 横立金

(単位 千円)

区	分	平成2年度末	平成3年度末	増	減
繰越剰余金(繰越欠損金)		△ 13,662,163	12,848,867		26,511,030

当年度末の繰越剰余金128億4,886万7千円は、前年度末の繰越欠損金に前年度の当期事業収支差金のうち、固定資産充当資本組み入れ額を除いたものを繰り入れたものである。

(ロ) 当期事業収支差金

(単位 千円)

区	分	平成2年度末	平成3年度末	増	減
当期事業収支差金		36,598,080	60,010,656		23,412,626

当年度末の当期事業収支差金は600億1,065万6千円であり、このうち、180億5,600万円は資本支出に充当し、241億2,800万円は建設積立金に繰り入れ、178億2,665万6千円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区	分	平成2年度末	平成3年度末	増	減
資	現金及び預金	10,498	9,269	△	1,229
	前払費用	3,825	0	△	3,825
	未収金	6,289	12,064		5,775
流動資産合計		20,612	21,333		721
資産合計		20,612	21,333		721

負債・資本	未払金		その他の流動負債	
	流動負債合計	負債合計	負債資本合計	
	20,612	20,612	20,612	721
		21,333	21,333	721
			21,333	721

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の2,061万2千円に比べ72万1千円増加し、2,133万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	平成2年度末	平成3年度末	増	減
現金及び預金	現金	10,498	9,269	△	1,229
	前払費用	3,825	0	△	3,825
	未収金	6,289	12,064		5,775
合	計	20,612	21,333		721

注1 現金及び預金

(単位 千円)

区	分	金	額	摘要
預	金		9,269	

注2 未収金

(単位 千円)

区	分	金	額	摘要
未	収		12,064	記録映像制作受託代ほか

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の2,061万2千円に比べ72万1千円増加し、2,133万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成2年度末	平成3年度末	増 減
未 払 金	8,902	9,623	721
そ の 他 の 流 動 負 債	11,710	11,710	0
合 計	20,612	21,333	721

注1 未 払 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
納 付 消 費 税	6,503	
そ の 他 の 未 払 金	3,120	ビデオテープ代ほか
合 計	9,623	

注2 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
預 り 金	11,710	建物賃貸保証金

(2) 損益計算書

(比較損益計算書)

(一般勘定)

(単位 千円)

区 分	平成2年度	平成3年度	増 減
経 常 事 業 収 入	(100,0) 488,466,115	(100,0) 523,039,569	34,573,454
経 受 信 料	479,232,181	513,452,781	34,220,600

経 常 事 業 支 出	交 付 金 収 入	副 次 収 入	△	192,607
	1,739,128	7,494,806	8,040,267	545,461
経 常 事 業 支 出	(90,6) 442,409,419	(91,7) 479,581,698		37,172,279
国 内 放 送 費	157,864,925	168,310,187		10,445,262
国 際 放 送 費	3,720,013	3,770,109		50,096
契 約 収 納 費	41,722,271	46,942,245		5,219,974
受 信 対 策 費	1,418,254	1,456,163		37,909
広 報 費	2,068,556	2,251,730		183,174
調 査 研 究 費	5,355,557	5,292,836	△	62,721
給 与 費	127,672,365	132,615,155		4,942,790
退職手当・厚生費	42,571,972	48,940,039		6,368,067
一 般 管 理 費	10,613,852	11,285,842		671,990
減 価 償 却 費	35,839,654	44,186,392		8,346,738
未収受信料欠損償却費	13,562,000	14,531,000		969,000
経 常 事 業 収 支 差 金	(9,4) 48,056,696	(8,3) 43,457,871	△	2,598,825
経 常 事 業 外 収 入	(1,6) 7,949,807	(1,9) 10,118,556		2,168,749
財 務 収 入	7,418,923	9,304,177		1,885,254
雑 収 入	530,884	814,379		283,495
経 常 事 業 外 支 出	(3,1) 15,078,119	(3,0) 15,658,701		580,582
財 務 費	15,078,119	15,658,701		580,582
経 常 事 業 外 収 支 差 金	(△1,5) 7,128,312	(△1,1) 5,540,145		1,588,167
経 常 収 支 差 金	(7,9) 38,928,384	(7,2) 37,917,726	△	1,010,658

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

經常事業収入3,230億3,856万9千円に対し、經常事業支出は4,795億8,169万8千円であり、差し引き經常事業収支差金は434億5,787万1千円である。

なお、前年度の経常事業収入4,884億6,611万5千円、経常事業支出4,424億941万9千円に比較すれば、経常事業収入は345億7,345万4千円、経常事業支出は371億7,227万9千円の増加である。

經常事業収入の増加は、主として衛星受償契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

料 信 受 注 1

(單位 千円)

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(單位 千件)

平成六年十一月二十一日 参議院會議録第八号 日本放送協會平成三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

新約 普通通契	年 増 年 度	度 初 頭 加 末	5 7 12	12 10 22
特別契約	年 増 年 度	度 初 頭 加 末	2 0 2	2 2 4
契約総数	年 増 年 度	度 初 頭 加 末	32,311 385 32,646	32,646 403 33,049

注2 交付金収入 (単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増	減
国際放送関係交付金		1,724,689	1,520,580	△	204,109
選挙放送関係交付金		14,439	25,941		11,502
合 計		1,739,128	1,546,521	△	192,607

注3 副次収入 (単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増	減
一般業務収入		7,242,592	7,722,148		479,556
受託業務等収入		252,214	318,119		65,905
合 計		7,494,806	8,040,267		545,461

上記平成3年度受託業務等収入318,119千円は、「受託業務等勘定」の1号、2号業務費(人件費、減価償却費等)263,748千円に「受託業務等勘定」の当期事業収支差金54,371千円を加えたものである。

(イ) 経常事業支出
平成3年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増	減
国内放送	費	157,864,925	168,310,187		10,445,262
国際放送	費	3,720,013	3,770,109		50,096
契約約収納	費	41,722,271	46,942,245		5,219,974
受信信	費	1,418,254	1,456,163		37,909
広報	費	2,068,556	2,251,730		183,174
調査研究	費	5,355,557	5,292,836	△	62,721
給与	費	127,672,365	132,615,155		4,942,790
退職手当・厚生費	費	42,571,972	48,940,039		6,368,067
一般管理費	費	10,613,852	11,285,842		671,990
減価償却費	費	35,839,654	44,186,392		8,346,738
未収受信料欠損償却費	費	13,562,000	14,531,000		969,000
合 計		442,409,419	479,581,698		37,172,279

注1 国内放送費 (単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増	減
番組組	費	122,636,075	129,648,945		7,012,870
技術運用	費	35,228,650	38,661,242		3,432,592
合 計		157,864,925	168,310,187		10,445,262

注2 国際放送費

(単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増	減
番組組運用費		1,467,481	1,594,834		127,353
技術		2,252,532	2,175,275	△	77,257
計		3,720,013	3,770,109		50,086

注3 契約収納費

(単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増	減
契約収納業務費		31,895,709	34,435,623		2,539,914
契約収納推進費		9,826,562	12,506,622		2,680,060
計		41,722,271	46,942,245		5,219,974

注4 受信対策費

(単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増	減
受信改善費		284,344	280,867		6,523
受信対策推進費		1,138,910	1,165,286		31,386
計		1,418,254	1,456,163		37,909

注5 広報費

(単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増	減
視聴者意向収集費		913,340	935,740		22,400
広報推進費		1,155,216	1,315,990		160,774
計		2,068,556	2,251,730		183,174

注6 調査研究費

(単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増	減
番組調査研究費		1,428,168	1,098,675	△	328,493
技術研究費		3,927,389	4,194,161		266,772
計		5,355,557	5,292,836	△	62,721

注7 給与

(単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増	減
給与		127,672,365	132,615,155		4,942,790

上記平成3年度給与の内容は、職員給与132,283,167千円、常勤役員報酬331,988千円である。

注8 退職手当・厚生費

(単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増	減
退職手当・厚生費		42,571,972	48,940,039		6,368,067

上記平成3年度退職手当・厚生費の内容は、退職手当28,100,809千円、厚生保健費20,839,130千円である。

注9 一般管理費

(単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増	減
一般管理費		10,613,852	11,285,842		671,990

上記平成3年度一般管理費の内容は、施設管理費5,034,905千円、職員管理費その他6,250,937千円である。

注10 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取得価額	当年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却率 %
有形固定資産	603,167,494	43,203,841	359,590,351	243,577,143	58.6
建物	129,776,420	3,139,839	45,603,270	84,173,150	35.1
構築物	88,928,828	3,245,191	59,878,654	29,050,174	67.3
機械及び装置	349,042,873	28,859,181	242,497,111	106,545,762	69.5
放送衛星	27,404,230	7,019,831	6,370,745	21,033,485	23.2
車両及び運搬具	6,352,834	883,695	4,124,873	2,227,961	64.9
器具	1,662,309	56,104	1,115,698	546,611	67.1
無形固定資産	15,193,118	982,551	4,872,331	10,320,787	32.1
施設利用権	15,193,118	982,551	4,872,331	10,320,787	32.1
合 計	618,360,612	44,186,392	364,462,682	253,897,930	58.9

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械及び装置・放送衛星・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

イ 経常事業外収支

経常事業外収入は101億1,855万6千円であり、経常事業外支出は156億5,870万1千円であり、差し引き経常事業外収支差金は△55億4,014万5千円である。その内容は次表のとおりである。

ウ 経常事業外収入

(単位 千円)

区 分	平成2年度	平成3年度	増 減
財務収入	7,418,923	9,304,177	1,885,254
雑収入	530,884	814,379	283,495
合 計	7,949,807	10,118,556	2,168,749

注 財務収入

(単位 千円)

区 分	平成2年度	平成3年度	増 減
受取配当金	7,414,325	9,265,385	1,871,060
受取配当金	4,598	18,792	14,194
合 計	7,418,923	9,304,177	1,885,254

(イ) 経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	平成2年度	平成3年度	増 減
財務支出	15,078,119	15,668,701	590,582
支払利息	7,079,651	7,052,486	△ 27,165
放送債券発行償還経費	199,239	157,950	△ 41,289
建設仕入消費税	1,387,610	1,467,678	80,068
納付消費税	6,411,619	6,980,587	568,968

(注) 消費税の会計処理は、税込方式によっている。ただし、有形・無形固定資産取得に係る消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

ウ 特別収支

固定資産売却益等の特別収入は、256億2,428万1千円であり、固定資産売却損等の特別支出は35億3,135万1千円であり、その内容は次表のとおりである。

ウ 特別収入

(単位 千円)

区 分	金額	摘 要
固定資産売却益	1,492,980	
過年度損益修正益	3,291	固定資産の造成による評価益
その他の特別収入	24,128,000	名古屋会館の土地賃借権料
合 計	25,624,281	

(イ) 特別支出

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
固定資産売却損		549,839	
固定資産除却損		1,845,072	
過年度損益修正損		1,186,440	平成2年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正
合 計		3,581,351	

エ 当期事業収支差金

経常事業収支差金434億5,787万1千円に経常事業外収支差金△55億4,014万5千円を加えた経常収支差金は379億1,772万6千円である。

これに、特別収入256億2,428万1千円を加え、特別支出35億3,135万1千円を差し引いた当期事業収支差金は600億1,065万6千円であり、これは資本支出充当180億5,600万円、建設積立金繰入れ241億2,800万円及び事業収支剰余金178億2,665万6千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区	分	平成2年度	平成3年度	増減
経常事業収入		(100,0)	(100,0)	54,615
受託業務等収入		336,443	391,058	54,615
経常事業支出		(84,6)	(83,6)	42,368
受託業務等支出		284,747	327,113	42,368
経常事業収支差金		284,747	327,113	42,368
経常事業外収支差金		(15,4)	(16,4)	12,240
経常事業外支出		51,696	63,945	12,240
経常事業外収入		(1,9)	(2,5)	3,433
経常事業外収支差金		6,141	9,574	3,433
当期事業収支差金		(13,5)	(13,9)	8,816
当期繰入前剰余金		45,555	54,371	8,816
一般勘定への繰入れ		45,555	54,371	8,816

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

ア 経常事業収支

経常事業収入3億9,105万8千円に対し、経常事業支出は3億2,711万3千円であり、差し引き経常事業収支差金は6,394万5千円である。その内容は次のとおりである。

イ 経常事業収入
受託業務等収入の内訳は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
1号業務収入		239,157	協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は貸与することによる収入
2号業務収入		151,901	委託により、放送番組等を制作すること等による収入
合 計		391,058	

イ 経常事業支出

受託業務等費の内訳は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
1号業務費		202,049	人件費及び減価償却費等188,746千円を含む
2号業務費		125,064	人件費及び減価償却費等65,002千円を含む
合 計		327,113	

(注) 1号、2号業務費の人件費、減価償却費等の総額は283,748千円である。

イ 経常事業外収支

経常事業外支出は857万4千円であり、これにより経常事業外収支差金は△957万4千円である。その内容は次表のとおりである。

経常事業外支出

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
財務消費税		8,574	
納付消費税		8,574	

(注) 消費税の会計処理は、税込方式によっている。

ウ 当期事業収支差金

経常事業収支差金6,394万5千円に経常事業外収支差金△957万4千円を加えた当期事業収支差金は5,437万1千円であり、この当期事業収支差金は5,437万1千円は「一般勘定」へ繰り入れた。

3 主たる設備の状況

当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区分	土		地		建		物		機械及び装置	放送衛星	その他の固定資産	繰償価額合計
	面積	積金	面積	積金	面積	積金	面積	積金				
放送会館	352,237㎡	10,743,513千円	543,173㎡	56,764,729千円	81,423,621千円	—	—	—	—	—	5,937,121千円	154,868,984千円
(うち、放送センター)	(82,650)	(5,079,536)	(217,800)	(26,365,969)	(43,106,721)	—	—	—	—	—	(2,081,036)	(76,639,262)
テレビジョン放送所	559,887	545,642	50,537	3,956,571	13,403,987	—	—	—	—	—	8,592,194	26,498,394
ラジオ放送所	2,157,294	8,187,668	39,394	6,661,948	6,738,954	—	—	—	—	—	4,861,302	26,447,872
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,276,813	11,276,813
放送衛星の施設	2,227,486	4,089,024	270,360	16,789,902	4,981,200	—	—	—	—	—	1,157,316	21,033,485
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5,296,904	23,565,847	908,404	84,173,150	106,545,762	21,033,485	31,824,746	267,142,990				

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所、通信部等である。

注2 その他の固定資産は構築物・車両及び運搬具・器具である。

4 収入支出の決算の状況

(1) 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

(2) 予算総則の適用

(一般勘定)

ア 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用……………12億 500万円

イ 予算が不足する項及び金額(特別支出)……………12億 500万円

ロ 他の項へ流用する項及び金額(財務費)……………△ 12億 500万円

エ 予算総則第5条第1項に基づく翌年度への建設費予算の繰越し……………63億5,299万7千円

カ 国際放送八俣送信所施設の拡充経費……………13億1,901万8千円

キ 福岡放送会館の整備経費……………16億 791万7千円

ク 千代田分館の整備経費……………28億3,210万円

コ ラジオ基幹放送所自営無線回線の更新経費等……………5億9,396万2千円

サ 予算総則第5条第2項に基づく前年度からの建設費予算の繰越し……………11億8,240万円

シ 湾岸戦争の終夜放送等による工事未了の建設費……………11億8,240万円

ス (前年度の補完放送衛星の製作・打上げ計画にかかる繰越額106億4千万円については、新たな計画として平成4年度以降実施することとしたので適用しない。)

エ 予算総則第6条に基づく予備費の使用……………30億円

フ 雲仙・普賢岳噴火の取材経費(国内放送費)……………11億6,013万1千円

(イ) 台風等による被災施設の復旧対策経費(国内放送費、受信対策費、一般管理費) 10億7,738万4千円

(ロ) 平成2年度分未収受信料欠損額の増による予算の不足(特別支出) 7億6,248万5千円

オ 予算総則第9条第2項に基づく繰越金の増額.....42億 459万5千円

型年度以降の財政安定のための繰越金

予 算 額 138億2,206万1千円 決 算 額 178億2,865万6千円 増 額 42億 459万5千円

カ 予算総則第13条に基づく建設積立資産繰入れの減額.....1,000万円

名古屋会館土地賃借権料の減に伴う建設積立資産繰入れ額

予 算 額 241億3,800万円 決 算 額 241億2,800万円 減 額 △ 1,000万円

(受託業務等勘定)

ア 予算総則第7条第1項に基づく増収額の振当て.....4,974万3千円

ハイビジョン送出・送信設備の賃貸料の一部の受入れ及び設備の運用経費等への振当て

(イ) 受入れの項及び金額(受託業務等収入)

(ロ) 振当ての項及び金額(受託業務等費、財務費)

別表 収入支出決算表

(一般勘定) 平成3年度

(事業収支)

款	項	予 算				合 計 (1)+(2) (3)	決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3) - (4)
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)					
			第4条第1項流用	第6条予備費	増 減 額 計			
事業収入	受 信 料	542,738,204 千円	0 千円	0 千円	0 千円	542,738,204 千円	544,251,406 千円	△ 1,513,202 千円
	交 付 金 収 入	498,854,835	0	0	0	498,854,835	498,821,781	△ 66,946
	副 次 務 収 入	1,541,901	0	0	0	1,541,901	1,546,521	△ 4,620
	財 務 収 入	8,109,300	0	0	0	8,109,300	8,040,267	69,033
	雑 収 入	9,180,368	0	0	0	9,180,368	9,304,177	△ 123,809
	特 別 収 入	352,000	0	0	0	352,000	814,379	△ 462,379
		24,699,800	0	0	0	24,699,800	25,624,281	△ 924,481
		486,922,143	0	0	0	486,922,143	484,240,750	2,681,393
		166,193,227	0	2,174,705	2,174,705	168,367,932	168,310,187	57,745
		3,789,602	0	0	0	3,789,602	3,770,109	19,493
事業支出	国内契約	46,972,628	0	0	0	46,972,628	46,942,245	30,383

受 信 策 費	1,456,372	0	3,600	3600	1,459,972	1,456,163	3,809
広 報 研 究 費	2,266,129	0	0	0	2,266,129	2,251,730	14,399
調 査 費	5,300,713	0	0	0	5,300,713	5,292,836	7,877
給 与 費	132,800,626	0	0	0	132,800,626	132,615,155	185,471
退 職 手 当 費	48,944,543	0	0	0	48,944,543	48,940,039	4,504
一 般 管 理 費	11,239,387	0	59,210	59,210	11,298,597	11,285,942	12,755
減 価 償 却 費	46,495,000	0	0	0	46,495,000	44,186,392	2,308,608
財 務 費	16,898,916	△	0	△	15,693,916	15,658,701	35,215
特 別 支 出 費	1,565,000	1,205,000	762,485	1,967,485	3,532,485	3,531,351	1,134
事 業 収 支 差 金	3,000,000	0	△	3,000,000	0	0	0
	55,816,061	0	0	0	55,816,061	60,010,656	△ 4,194,595

資 本 支 出 充 当	42,194,000	0	0	0	42,194,000	42,184,000	10,000
債 務 償 還 充 当	18,056,000	0	0	0	18,056,000	18,056,000	0
建 設 積 立 資 産 繰 入 れ	24,138,000	0	0	0	24,138,000	24,128,000	10,000
翌年度以降の財政安定のための繰越金	13,622,061	0	0	0	13,622,061	17,826,656	△ 4,204,595

(資本収支)

款	項	算 額			決 算 額	繰 越 額	予 算 残 額
		予 当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)	合 計 (1) + (2) (3)			
資 本 収 入	事業収支差金受入れ	111,809,000	1,182,400	112,991,400	105,322,083	6,352,997	1,316,320
	減価償却資金受入れ	42,194,000	0	42,194,000	42,184,000	0	10,000
	資産受入れ	46,495,000	0	46,495,000	44,186,392	0	2,308,608
	放送債券償還積立資産戻入れ	1,599,000	0	1,599,000	2,663,691	0	1,064,691
	放送債券送債	6,370,000	0	6,370,000	6,370,000	0	0
		6,000,000	0	6,000,000	6,000,000	0	0

資本支出	長期借入金							
建設費	9,151,000	1,182,400	10,333,400	3,918,000	6,352,997	62,403		
	111,809,000	1,182,400	112,991,400	105,321,326	6,352,997	1,317,077		
出資	62,800,000	1,182,400	63,982,400	56,456,876	6,352,997	1,172,527		
	445,000	0	445,000	310,450	0	134,550		
放送債券還立資産繰入れ	5,071,000	0	5,071,000	5,071,000	0	0		
建設積立資産繰入れ	24,138,000	0	24,138,000	24,128,000	0	10,000		
放送債券還金	6,370,000	0	6,370,000	6,370,000	0	0		
長期借入金返還金	12,985,000	0	12,985,000	12,985,000	0	0		
資本収支差金	0	0	0	757	0	757		

前期繰越金 21,546,923千円

当年度発生額 17,827,413千円(事業収支差金 60,010,656千円から事業収支差金受入れ42,194,000千円を差し引いた17,826,656千円と資本収支差金757千円との合計額)

後期繰越金 39,374,336千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は39,373,352千円)

(受託業務等勘定)

(事業収支)

款	項	予 算 額			決 算 額	予 算 残 額
		当 初 額 (1)	増減 額 (2)	合 計 (1) + (2) (3)		
事業収入	受託業務等収入	千円 340,000	千円 49,743	千円 389,743	千円 391,058	△ 1,315
事業支出	受託業務等費	340,000	49,743	389,743	391,058	△ 1,315
		287,000	49,743	336,743	336,687	56
		278,000	49,169	327,169	327,113	56
		9,000	574	9,574	9,574	0
事業収支差金		53,000	0	53,000	54,371	△ 1,371

事業収支差金 54,371千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

平成六年十一月二十一日 参議院会議録第八号

質問主意書及び答弁書

語学会話学校の外国人従業員に対する人権侵害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年十月十九日

参議院議長 原 文兵衛殿 正敏

語学会話学校の外国人従業員に対する人権侵害に関する質問主意書

業界最大手の語学会話学校「ノヴァ外語学院」(経営主体・株式会社ノヴァ/本社・大阪市中央区/代表取締役橋本)は、一部外国人従業員が大塚取締法違反の疑いで大阪府警に逮捕され、マスコミでも大きく報道され反響を呼んでいるが、これによる企業のイメージダウンを回復するためと称して、全従業員を対象に薬物検査を強行しようとしている。本件は、単なる一企業内の事例にとどまらず、血液によるHIV検査を含め、人権侵害、雇用問題、健康診断制度などに関わる深刻な社会問題として普遍化する可能性を持っている。よって、以下のとおり質問する。

一、複数の従業員が大塚を不法に所持していたとして逮捕されたことを理由に、何千人もの従業員を被疑者扱いにして、薬物検査を受けるよう通告し、「全員の同意書をとって記者会見する」というのは、企業の営業や宣伝効果を狙ったとはいえず、行き過ぎた行為であり、人権侵害ではないだろうか。また、その実施をまず外国人に絞って開始しようとしているのは、外国人差別であると考え、政府の見解を明らかにされたい。

二、「関西新空港の開港による外国人犯罪の増加」が叫ばれ、大阪府警にも、特別の機動班が発足しているが、それが経営者に必要以上に圧力となり、今回のような人権侵害を引き起こしてはいないか。「ノヴァ外語学院」が外国人労働者に

示した「薬物検査説明文」に「今回の検査は、警察当局と協力し、かつ、検査結果は警察当局に報告する」とあるが、これは警察の過剰捜査ではないのか。事実かどうか明らかにされたい。

三、薬物検査の同意書(これは説明文を示したのみで手渡しされず、同意書への署名のみを指示した)は、突然かつ一方的に示された上、外国人従業員にとって十分理解できるものではなかった。法定の義務であるとの錯誤に基づく署名や解雇などの脅迫による署名もあり、その返還を多数の外国人従業員が求めているが、会社は拒否している。これらの錯誤・脅迫に基づく「同意書」は有効か。

また、「同意拒否・検査拒否の場合は解雇」と管理職を通じて各校で説明され、本社も記者会見で「そのような人は継続雇用しない」と言明している。雇用契約を何回も更新して長年就労しているケースについても、事件以降、一方的に「薬物検査に同意する」事項が、雇用契約に追加されている。これは同意しなかった者への解雇及び採用拒否ではないだろうか。こうした解雇及び採用拒否は人権侵害であると考え、政府の見解を明らかにされたい。

四、「ノヴァ外語学院」では、従業員の年次有給休暇制度が違法な状態で放置され、それを取得するのにも困難だとされている。その他、労働基本法、労働安全衛生法、労働組合法などの違反も少なくないと思われる。政府としてこれらの実態調査を行ったことがあるか。

五、「ノヴァ外語学院」では、この問題以外にも、前売りチケットの乱売が原因で「実態受審できない」という苦情が、全国各行政機関の消費者センターに殺到している。政府はこの実態を把握しているのか。

六、最近、全国大手の語学会話学校は、多くの生徒と従業員(特に外国人)を擁しているが、行政機関の指導や企業の届け出義務等が不明確であ

る。このことが語学会話業界における、ローンでの受審チケットの乱売、派手な広告合戦、無責任な閉鎖や解雇、倒産など、再三にわたり消費者問題、労働問題の原因となっている。しかも乱立と過当競争の渦中で、経営者の経営責任は希薄である。生徒数二十五万人を自称する全国展開の語学会話学校が私塾と同じ扱いとされ、法規制を受けないというのはいかがなものか。政府、自治体で所管官庁がまたがり、複雑な現実もあるが、今後どの省庁が担当するのか明らかにされたい。

平成六年十一月十八日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員坂正敏君提出語学会話学校の外国人従業員に対する人権侵害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員坂正敏君提出語学会話学校の外国人従業員に対する人権侵害に関する質問に対する答弁書

一について
我が国に在留する外国人についてもその基本的人権が尊重されるべきであることは当然のことと認識しており、御質問の件については、人権擁護の観点から、情報の収集に努めているところであるが、政府としては、人権侵害や外国人差別が行われないように十分な配慮を行うよう、今後とも引き続き、事業者団体等に対する指導に努めてまいりたい。

二について
御指摘の「特別の機動班」とは、大阪府南警察署に新設されたミナミ特別警察隊を指していると思われるが、同隊は、同署の管轄区域における集団による暴行活動等を行うものである。

また、御指摘の「ノヴァ外語学院」が実施しようとしている薬物検査については、警察としては承知していない。

三について
薬物検査についての同意が有効か否かの問題及び同意しなかった場合の措置についての雇用契約上の位置付けに関する問題については、個別具体的な事実関係に基づき判断されるべきものと考えている。

なお、御質問の件については、政府としては、人権擁護の観点から、情報の収集に努めているところである。

四について
政府としては、労働基準法、労働安全衛生法等の違反について、「ノヴァ外語学院」に対し、これまで実態調査を行ったことはない。

五について
御指摘の苦情については、政府としては、これまでも各地の消費生活センター、通商産業省消費者相談室等を通じて実態把握を行ってきた。

六について
語学会話学校等を巡る消費者問題への対応については、通商産業省において学識経験者による研究会を開催し、検討を行ったところである。平成五年六月、同研究会の報告書において、適正化の基本的方向として、許可制等による事業の規制を行うのではなく、①業界団体等において適正な契約慣行が確立されるよう、業種・業態に応じた自主ルールを策定・整備すること、②消費者に対する普及・啓発活動の充実を図ることが提言された。

同報告書を受けて、平成六年三月、「民間外国語教育施設の運営に関するガイドライン」が、語学会話学校事業の健全な発展向上を図ることを目的として設立された全国外国語教育振興協会において策定されたところであり、通商

産業省において、関係省庁とも連携しつつ、広く語学会話学校事業者に対し同ガイドラインの普及を図るとともに、消費者に対する普及・啓蒙を推進しているところである。

国連安全保障理事会常任理事国の義務に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年十月二十五日

参議院議長 原 文兵衛殿 正敏

国連安全保障理事会常任理事国の義務に関する質問主意書

最近、日本の国連安全保障理事会常任理事国(以下「常任理事国」という。)入りの問題をめぐって、常任理事国になれば軍事的な義務を負うなどの議論が巷間ではかまびすしいが、はたしてそうした議論が正しいものか政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 政府は、常任理事国には制度上又は慣例上何らかの義務が存在すると考えているのか。

二 何らかの義務が存在する場合、たとえそれが軍事的な義務であっても、我が国は、常任理事国入りすれば、その義務を履行するつもりなのか。右質問する。

平成六年十一月十八日

内閣総理大臣 村山 富市
参議院議長 原 文兵衛殿
参議院議員正敏君提出国連安全保障理事会常任理事国の義務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成六年十一月二十一日 参議院会議録第八号

参議院議員正敏君提出国連安全保障理事会常任理事国の義務に関する質問に対する答弁書

一及び二について

現行の国連憲章上、安全保障理事会常任理事国は、その特別な地位に伴うものとして、国連における活動の一部について、他の加盟国と異なった次のような扱いを受けている。すなわち、安全保障理事会の常任理事国として選挙を経ずに議席を確保すること(国連憲章第二十三条第一項)、表決に当たっていわゆる「拒否権」を有すること(国連憲章第二十七条第三項)、軍事参謀委員会が安全保障理事会の常任理事国の参謀総長又はその代表者で構成すること(国連憲章第四十七条第二項)及び信託統治地域の施政を行っているか否かにかかわらず、安全保障理事会常任理事国は信託統治理事会を構成すること(国連憲章第八十六条第一項)である。

国連平和維持活動に対する分担金については、昭和四十八年以来、累次の国連総会決議に従って、安全保障理事会常任理事国が通常分担金の分担率を超えた追加的な負担を行ってきた。

国連憲章改正後の安全保障理事会常任理事国の地位については、様々な懸念が有り得る中で、現時点において、一定の権利義務を前提として我が国の義務の履行について確定的に論ずるのは困難である。

いずれにせよ、我が国は、憲法の範囲内で安全保障理事会における責任を果たす所存である。

自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年十月二十六日

参議院議長 原 文兵衛殿 正敏

自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する質問主意書

我が国は憲法解釈上、また實際上、いかなる規模の脅威に対処できるのか、政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 政府は憲法上保有できる自衛のための必要最小限度の実力の限度は相対的である(つまりその限度は必要に応じて上下する)との見解をとっているが、一方で政府が現在防衛力整備において採用している基盤的防衛力構想においては防衛力の限度は固定的(つまりその限度は必要に応じて上下しない)との考え方をとっており、両者は考え方が相反すると思われるが、政府の見解はどうか。

二 憲法上保有できる自衛のための必要最小限度の実力の限度は相対的であるとの見解が基盤的防衛力構想の考え方と相反すると解するならば、基盤的防衛力構想を採用する以前の第四次「防衛力整備計画(以下「四次防」という。))は、憲法上保有できる自衛のための必要最小限度の実力は相対的との政府の見解を防衛力整備について具体化したものと考えられるが、政府の見解はどうか。

三 二の問いに対して政府の見解が肯定するものであれば、四次防は対処し得る脅威を「通常兵器による局地戦以下の侵略事態」と規定していたことに鑑み、憲法上保有できる自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威はこの「通常兵器による局地戦以下の侵略事態」であると考えられるが、政府の見解はどうか。

四 防衛計画の大綱(以下「大綱」という。))は、対処し得る脅威の限度を「限定的かつ小規模な侵略」と規定しているが、これは「限定的な侵略」のなかでも小規模なものを指す(七十七年版防

衛白書「五四、五五頁」)ものである。

四次防までが「単に小規模なものだけでなく、小規模を超えるものをも含めて」限定的な侵略「事態全般に対処しうる」(同白書五五頁)ものであったことを鑑みると、大綱で認める防衛力は、憲法上保有できる自衛のための必要最小限度の実力を下回るものと考えられるが、政府の見解はどうか。

五 大綱はその別表で陸上自衛隊の定員を一八万人と定めているが、実際は一五万人強しかない。

一方で大綱が想定している「限定的かつ小規模な侵略」とは事前に侵略の「意図」が察知されないよう、侵略のために大掛りな準備を行うこととなしに奇襲的に行われ、かつ、短期間のうちに既成事実を作ってしまうことなどを狙いとしたもの(七十七年版「防衛白書」五五頁)であるとされている。

「限定的かつ小規模な侵略」がそうした奇襲的な侵襲であるなら、陸上自衛隊が一八万人に人員を充足する間もなく侵襲が開始される可能性があるとと思われるが、一五万人の体制でこの侵略に対処し、「既成事実を作ってしまうこと」を阻止し得るのか。右質問する。

平成六年十一月十八日

内閣総理大臣 村山 富市
参議院議長 原 文兵衛殿
参議院議員正敏君提出自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

我が国が憲法上保持し得る自衛のための必要

最小限度の自衛力の具体的な限度は、その時々
の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件に
より変わり得る相対的な面を有するが、いずれ
にせよ、これまで我が国が防衛力整備の目標と
してきた防衛力の水準は、いずれも憲法上保持
し得る自衛力の範囲内にあるものである。

なお、「防衛計画の大綱」(昭和五十一年十月
二十九日閣議決定。以下「大綱」という。)は、我
が国の防衛力整備について、「基盤的防衛力構
想」という考え方に立っているが、この構想
は、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗する
よりも、自らが力の空白となつて我が国周辺地
域における不安定要因とならないよう、独立国
としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有す
るという考え方である。

五について

大綱に定められている陸上自衛官の定数と現
員との差は、有事に緊急に充足し得る職域等につ
いて部隊運営等に重大な支障を来さない範囲
である程度充足を下げおくこともやむを得ない
との考え方によるものである。

第六号(その二)中正誤

八六ページ下段の表中下欄終わりから一二行の
「附則第二十四第一項」は「附則第二十四条第一項」
とするはずの誤り。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第三、四号の発送は都合により後日とな
るため、第八号を先に発送しました。)

発行所 千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目番四号
大蔵省印刷局
電 話 03
(3587)
4294
定 価 本号一部
三〇九円
(税別 送料を含む)